

**令和 4 年度 奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編）
修正案 新旧対照表**

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																												
<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。 (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化 (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立 (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携 (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進 (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進 (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進 (7) 関係法令の遵守 (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進 (9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>2 この計画等を参考にして、市町村は法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。</p> <p>第3～第8 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 目的 (防災統括室)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 計画の基本方針 (略)</p> <p>1 計画の推進に当たっては、下記の諸点を基本とする。 (1) 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化 (2) 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立 (3) 県、市町村、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携 (4) 防災関係機関相互の協力体制の推進 (5) ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進 (6) 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進 (7) 関係法令の遵守 (8) 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進 (9) 男女共同参画 <u>や性的マイノリティ</u> の視点を取り入れた防災体制の確立</p> <p>2 この計画等を参考にして、市町村は法第42条の規定に基づき、それぞれの区域におけるより効果的かつ具体的な防災活動に資するための市町村地域防災計画を作成しなければならない。</p> <p>第3～第8 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>																												
<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="151 1360 1270 1728"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪ガス株式会社(ネットワークカンパニー北東部導管部)</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～第7 略</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	大阪ガス株式会社(ネットワークカンパニー北東部導管部)	略			略				<p style="text-align: center;">第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1380 1360 2499 1728"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>災害予防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大阪ガス株式会社</u></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6～第7 略</p>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	<u>大阪ガス株式会社</u>	略			<u>大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)</u>				略				<p>導管部門分社化に伴う 同上</p>
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																											
大阪ガス株式会社(ネットワークカンパニー北東部導管部)	略																													
略																														
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																											
<u>大阪ガス株式会社</u>	略																													
<u>大阪ガスネットワーク株式会社(北東部事業部)</u>																														
略																														
<p style="text-align: center;">第4節 奈良県の過去の災害 (防災統括室)</p>	<p style="text-align: center;">第4節 奈良県の過去の災害 (防災統括室)</p>																													

奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）					今回修正					【備考】
第1 奈良県の過去の災害 奈良県の気象災害（大正元年～平成30年）					第1 奈良県の過去の災害 奈良県の気象災害（大正元年～ <u>令和4年</u> ）					時点修正
発生年月日	災害名	異常気象名 （主な要因）	被害概要	参考値	発生年月日	災害名	異常気象名 （主な要因）	被害概要	参考値	同上
略					略					
					<u>令和4年 9月2日 ～9月3日</u>	<u>浸水害</u>	<u>大雨</u>	<u>9月1日に日本海にあった 前線が2日には西日本に南 下し、3日には日本海に北 上した。この前線に向かっ て、太平洋高気圧の縁を回 って、暖かく湿った空気が 流れ込み、大気不安定な 状態が続いた。 これにより、県北部の局部 地域において強雨となっ た。</u> <u>（人的被害）行方不明1名 （桜井市。田の様子を確認 に行ったまま帰宅せず行方 不明） （住家被害）床下浸水2棟</u>		

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 定義 1 略 2 用語について 本節において使用している用語は次のとおりとする。 指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る場所</p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 住民への周知及び啓発 1～2 略 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。 4 略</p> <p>第9～第12 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 定義 1 略 2 用語について 本節において使用している用語は次のとおりとする。 指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 指定避難所・・・一定期間滞在して避難生活を送る <u>施設</u></p> <p>第2～第7 略</p> <p>第8 住民への周知及び啓発 1～2 略 3 迅速かつ適切な避難行動等の促進 「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては <u>指定緊急避難場所</u>等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、県や市町村は、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。 4 略</p> <p>第9～第12 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p>
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定 1～3 略 4 指定の取消 市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 指定避難所の指定 1～3 略 4 指定の取消 市町村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。 <u>知事は、市町村長から指定を取り消す通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p> <p>第4 指定避難所の整備</p>	<p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>1 略</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 （1）非常用電源（電気自動車の活用を含む）、自家発電機</p> <p>（2）～（11） 略</p> <p>3 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備 （1）～（5）略</p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保</p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>6～7 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 設備の充実による避難施設としての機能強化 （1）非常用電源（<u>外部給電可能な電動車、再生可能エネルギー</u>の活用を含む）、自家発電機</p> <p>（2）～（11） 略</p> <p>3 要配慮者や女性<u>及び性的マイノリティ</u>を考慮した避難施設・設備の整備 （1）～（5）略</p> <p>4 略</p> <p>第5 略</p> <p>第6 避難所の運営 市町村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 女性<u>や性的マイノリティ</u>の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保 <u>市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性<u>や性的マイノリティ</u>をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進めるものとする。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。</p> <p>県、市町村は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>6～7 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p> <p>同上</p> <p>R3 防災基本計画修正に基づく</p> <p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>
<p>第4節 要配慮者の安全確保計画 （防災統括室、福祉医療部）</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策 1 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、</p>	<p>第4節 要配慮者の安全確保計画 （防災統括室、福祉医療部）</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 避難所における対策 1 福祉避難所の整備 一般の避難所は階段や段差が多いこと、障害者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また常時介護が必要な者にとっては、一般の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、市町村は、</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>福祉避難所について、バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用が確保された施設を選定し、指定福祉避難所として指定するよう努めるものとし、指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してくることがないように、受入対象者を特定して公示するものとする。なお、市町村は本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難できるよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設や旅館・ホテル等を福祉避難所として指定する必要がある。平時において、あらかじめ受入可能人数や受入条件等を明確にして、施設側と協定を結んでおくことが求められる。</p> <p>なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を行う。<u>市町村は特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>県は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」など、福祉避難所に関する情報を市町村に周知を行っていくとともに、避難者の受入訓練についても、関係課と連携して進めるよう市町村に促していく。</p> <p>また、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう市町村と連携し、周知・広報を行う。</p> <p>2 略</p> <p>第7～第9 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p>第6節 防災教育計画 （防災統括室、教育委員会）</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。</p> <p>1 略</p>	<p>第6節 防災教育計画 （防災統括室、教育委員会）</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 災害教訓の伝承</p> <p>県及び市町村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>県は、奈良県において過去に発生した災害に基づき制定された3つの「奈良県防災の日・防災週間」を中心に、災害の教訓の伝承と併せて市町村と合同の災害に応じた訓練、防災講演会など各種行事を実施し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。</p> <p>1 略</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第7節 防災訓練計画 （防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等）</p> <p>第1 略</p>	<p>第7節 防災訓練計画 （防災統括室、安全・安心まちづくり推進課等）</p> <p>第1 略</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各地域での防災訓練</p> <p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 (要配慮者の避難支援訓練を含む)</p> <p>② 避難所開設・運営訓練 (要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮)</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>第2 県・市町村が実施する訓練</p> <p>1 市町村</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各地域での防災訓練</p> <p>また、多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織が中心となる「住民参加型」訓練が行われ、実践を通じて地区防災計画の必要性を認識させるとともに、計画策定を奨励するよう努める。</p> <p>「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。</p> <p>① 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練 (要配慮者の避難支援訓練を含む)</p> <p>② 避難所開設・運営訓練 (要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等に配慮)</p> <p>③～⑤ 略</p> <p>2～3 略</p> <p>第3～第4 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p>
<p>第12節 まちの防災構造の強化計画 (地域デザイン推進局)</p> <p>第1～第4 略</p>	<p>第12節 まちの防災構造の強化計画 (<u>県土マネジメント部、地域デザイン推進局、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部</u>)</p> <p>第1～第4 略</p> <p><u>第5 盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえた是正指導等の実施</u></p> <p><u>県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、是正措置を講じる必要性が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去等の是正指導等を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p>第15節 ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加</p>	<p>第15節 ライフライン施設の災害予防計画 (防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 略</p> <p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>株式会社ドコモCS関西は、NTTグループで定めている「防災業務計画」に基づき、以下のとおり実施する。</p> <p><u>(1) 防災教育</u></p>	<p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。</p> <p>② 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>③ 中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p> <p>(2) 電気通信設備等に対する防災計画 ①～④ 略</p> <p>(3) 重要通信の確保 ①～③ 略</p> <p>(4) 災害対策用機器及び車両等の配備 略</p> <p>(5) 災害対策用資機材等の確保と整備 ①～⑥ 略</p> <p>3～4 略</p>	<p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう防災に関する教育を実施する。</u></p> <p><u>(2) 防災訓練</u> <u>防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。</u></p> <p>① <u>災害予報及び警報の伝達</u> ② <u>非常招集</u> ③ <u>災害時における通信そ通確保</u> ④ <u>各種災害対策用機器の操作</u> ⑤ <u>電気通信設備等の災害応急復旧</u> ⑥ <u>消防及び水防</u> ⑦ <u>避難及び救護</u></p> <p><u>(3) 総合防災訓練への参加</u> <u>中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</u></p> <p><u>(4) 電気通信設備等に対する防災計画</u> ①～④ 略</p> <p><u>(5) 重要通信の確保</u> ①～③ 略</p> <p><u>(6) 災害対策用機器及び車両等の配備</u> 略</p> <p><u>(7) 災害対策用資機材等の確保と整備</u> ①～⑥ 略</p> <p>3～4 略</p> <p><u>5 楽天モバイル株式会社（携帯電話）</u></p> <p><u>(1) 関係機関との連絡調整</u> <u>災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。</u></p> <p>① <u>本社における対応</u> ア <u>総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u> イ <u>災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u> ウ <u>円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。</u></p> <p>② <u>地域における対応</u> ア <u>当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。</u> イ <u>平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。</u></p> <p><u>(2) 通信設備等の高信頼化</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
	<p><u>電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。</u></p> <p><u>（3）重要通信を確保する</u> <u>災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。</u></p> <p><u>（4）災害対策用機器および車両等の配備</u> <u>災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。</u></p> <p><u>（5）防災に関する教育、訓練</u> <u>災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。</u></p> <p>6 こまどりケーブル株式会社 <u>災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備（以下、設備）の被害を未然に軽減または防止するため、防災に関する計画を策定し実施する。</u></p> <p><u>（1）防災教育</u> <u>防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。</u></p> <p><u>（2）防災訓練</u> <u>災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。</u> <u>・安否確認および災害・警報の伝達</u> <u>・情報収集・伝達</u> <u>・各種災害対策機器の操作</u> <u>・ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアル確認</u></p> <p><u>（3）設備等の防災計画</u></p> <p><u>①水害対策</u> <u>・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある設備等について、耐水構造化を行う。</u> <u>・設備用局舎は水防板・水防扉等の設置及び局舎の嵩上げを実施する。</u></p> <p><u>②風害対策</u> <u>・暴風の恐れがある地域にある設備等について、耐風構造化を行う。</u> <u>・受信アンテナ設備をはじめ構造物全体を耐風構造とする。</u> <u>・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。</u></p> <p><u>③火災対策</u> <u>・火災に備え、主要な設備等について耐火構造化を行う。</u> <u>・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施する。</u> <u>・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。</u></p> <p><u>（4）設備の災害予防措置に関する事項</u> <u>各種災害対策として、必要に応じて以下の設備対策を実施する。</u></p> <p><u>①テレビ受信設備</u> <u>・位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。</u> <u>・機器の融雪装置等の設置を実施する。</u> <u>・受信場所を離隔し冗長受信構成を実施する。</u> <u>また、気象通報等により雪害を予知した場合は、冗長受信切替等により災害の防</u></p>	<p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 大阪ガス株式会社 （1）～（5） 略 2～5 略</p>	<p><u>止または拡大防止に努める。</u></p> <p>②センター設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>耐雷しゃへい設置するとともに、保護継電装置を強化する。</u> ・<u>予備電源として必要な容量のUPSおよび発電機とする。</u> ・<u>発電機用燃料は24時間以上連続稼働が可能な容量とし、稼働以外は常時確保する。</u> <p>③中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。 <u>重要中継連絡線の巡視点検を年1回以上実施する。</u></p> <p>④通信連絡施設及び設備</p> <p><u>災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び災害への影響を最小限にするため、必要に応じて、情報伝達手段の強化を図る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>衛星通信設備</u> ・<u>有線伝送設備</u> ・<u>IPネットワーク回線</u> ・<u>非常用電源設備</u> <p>⑤データ</p> <p><u>データを保管するサーバーについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。</u></p> <p>（5）災害対策用資機材等の確保と整備</p> <p><u>災害が発生した場合において、ケーブルテレビおよび電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。</u></p> <p>① 災害対策用資機材の確保</p> <p><u>平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材および消耗品等の確保に努める。</u></p> <p>②復旧用資機材の整備点検</p> <p><u>平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。</u></p> <p>② 復旧用資機材資機材の広域運営</p> <p><u>復旧用資機材の配置を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。</u></p> <p>（6）非常用電源設備</p> <p><u>復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。</u></p> <p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 <u>大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u> （1）～（5） 略 2～5 略</p>	<p>導管部門分社化に伴う</p>
<p>第17節 防災体制の整備計画</p> <p>（防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局）</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1～2</p> <p>3 防災拠点</p>	<p>第17節 防災体制の整備計画</p> <p>（防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局）</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1～2</p> <p>3 防災拠点</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>(1) 略</p> <p>(2) 広域防災拠点 全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設 県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。 現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。 また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進め、広域防災拠点としての指定を目指す。</p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① 県営競輪場 ② 第二浄化センター ③ 消防学校 ④ 吉野川浄化センター</p> <p>(3) 大規模広域防災拠点 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 広域防災拠点 全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設 県は、<u>以下の施設を広域防災拠点をとして予め指定する。広域防災拠点は、大規模災害発生時に、警察・消防・自衛隊等の部隊が集結し速やかに救助活動を行うことや、各地からの支援物資の受入れ・集積・分配を円滑に行う機能を有する施設とする。とともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。</u> 現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。 <u>なお、大規模広域防災拠点については、防災機能の早期効果発現のため、整備途中においても、災害時には部隊の集結やベースキャンプ地として活用していく。</u></p> <p>【広域防災拠点指定施設】</p> <p>① <u>大規模広域防災拠点</u> ② 県営競輪場 ③ 第二浄化センター ④ 消防学校 ⑤ 吉野川浄化センター ⑥ <u>奈良市都祁生涯スポーツセンター</u> ⑦ <u>宇陀市総合体育館</u> ⑧ <u>昴の郷</u> ⑨ <u>下北山スポーツ公園</u></p> <p>また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）<u>について整備を進めている。</u></p> <p><u>今後も引き続き、大規模災害発生時に必要となる機能を発揮できるよう、施設の追加指定について検討を進めている。</u></p> <p>(3) 大規模広域防災拠点 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の<u>整備を</u>、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、<u>進めている。</u> <u>この大規模広域防災拠点は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に位置付けられており、いつ発災しても有効に機能するよう、施設管理者、近隣府県その他関係機関と連携して、拠点の設置・運営訓練、人材、物資・資機材の配置等の備えを十分に行う必要がある。このことを踏まえ、災害発生時には防災機能を直ちに発揮できるよう、整備の段階に合わせて拠点を活用していく。</u> <u>引き続き、固定翼機による情報収集、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）でのDMAT（災害医療派遣チーム）による医療活動、大型輸送機による広域応援部隊や支援物資の大量受け入れなど大規模広域防災拠点が有する機能について、整備の段階に応じて</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>記載の適正化</p> <p>広域防災拠点の追加</p> <p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 防災関係情報の共有化 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。</p> <p>第4 略</p> <p>第5 大規模停電対策 1 略 2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3～7 略</p>	<p><u>向上させていく。</u></p> <p>4 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 防災関係情報の共有化 1 県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。 2 <u>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u> 3 <u>水位周知河川を中心に選定した対象市町村について、県、市町村及び気象台などの関係機関と連携の上、防災関係機関毎の時系列の防災行動計画をまとめた水害対応タイムラインを作成するものとする。また必要に応じて見直しを行うとともに、効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>第4 略</p> <p>第5 大規模停電対策 1 略 2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや外部給電可能な電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、</u>十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。</p> <p>3～7 略</p>	<p>記載の適正化</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第19節 通信体制の整備計画 （防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備 1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和2年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）は全市町村で整備済みである。 （1）～（2） 略</p>	<p>第19節 通信体制の整備計画 （防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 市町村防災行政無線設備 1 現況 市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。<u>令和4年3月末現在</u>、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-A L E R T）や緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）は全市町村で整備済みである。 （1）～（2） 略</p>	<p>時点修正</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>2～3 略</p> <p>第3～第10 略</p>	<p>2～3 略</p> <p>第3～第10 略</p>	
<p>第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する</p> <p>第4 略</p>	<p>第21節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、<u>進めている。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備え、消防学校を併設した県の大規模広域防災拠点の整備を図る。</p> <p>第4 略</p>	<p>第22節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 広域防災体制の確立 南海トラフ巨大地震などの<u>大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、進めている。</u></p> <p>第4 略</p>	<p>大規模広域防災拠点の進捗を踏まえて修正</p>
<p>第27節 食料、生活必需品の確保計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村の役割 市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。</p>	<p>第27節 食料、生活必需品の確保計画 （防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部）</p> <p>第1 県、市町村、住民の役割分担</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村の役割 市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。 <u>また、災害発生時は避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>3 県の役割</p> <p>県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>3 県の役割</p> <p>県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。</p> <p><u>また、災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>第2～第4 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p>第29節 総合的な水害防止対策 (県土マネジメント部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 洪水氾濫による被害軽減対策</p> <p>局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」及び「熊野川上流部の総合的な減災対策協議会」を活用し下記の取組を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。 	<p>第29節 総合的な水害防止対策 (県土マネジメント部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 洪水氾濫による被害軽減対策</p> <p><u>近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、</u>国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「<u>大規模氾濫減災対策協議会</u>」(※1)、「<u>流域治水協議会</u>」(※2)を活用し、<u>国、流域自治体、企業、住民等、あらゆる関係者が協働して下記の取組を推進する。</u></p> <p>(※1) <u>大規模氾濫減災協議会</u>・・・「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「<u>紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会</u>」、「奈良県紀の川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」及び「熊野川上流部の総合的な減災対策協議会」</p> <ol style="list-style-type: none"> 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する <p>(※2) <u>流域治水協議会</u>・・・「大和川上流部流域治水部会」、「<u>紀の川流域治水協議会</u>」、「<u>淀川流域治水協議会</u>」、「<u>熊野川流域治水協議会</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</u> <u>流域のあらゆる関係者が協働して行う対策として、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の充実を図る。</u> 	<p>R4 防災基本計画修正に基づく記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第31節 水害への備え (県土マネジメント部)</p>	<p>第31節 水害への備え (県土マネジメント部)</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定・公表</p> <p>水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第4 情報共有</p> <p>県は、住民の避難活動を迅速かつ的確に実施するための危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置を進める。</p>	<p>第1 洪水浸水想定区域における避難確保の措置、洪水ハザードマップの周知</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定・公表</p> <p>水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川、水位情報周知河川等について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第4 略</p> <p>第4 情報共有</p> <p>県は、住民の避難活動を迅速かつ的確に実施するため、<u>従来の水位計やカメラに加え、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラによる情報提供を行う。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>時点修正 同上</p>
<p style="text-align: center;">第35節 砂防設備計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 砂防指定地（法規制区域）</p> <p>砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。（令和3年8月13日現在1,764箇所）</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p style="text-align: center;">第35節 砂防設備計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 砂防指定地（法規制区域）</p> <p>砂防指定地とは、土砂の流出による被害を防止するため、砂防設備を設置しまたは当該区域で行われる一定の行為、若しくは制限を行う区域のことをいう。砂防指定地の指定により当該区域に砂防法が適用されることになる。（<u>令和4年10月31日現在1,767箇所</u>）</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第36節 地すべり防止施設計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 地すべり防止区域（法規制区域）</p> <p>地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。（令和3年8月13日現在61箇所）</p> <p>2～3 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p style="text-align: center;">第36節 地すべり防止施設計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p> <p>1 地すべり防止区域（法規制区域）</p> <p>地すべり防止区域は、地すべりしている区域及びこれらに隣接する区域のうち地すべりを誘発、助長する区域について指定され、地すべりの防止に有害な行為を制限する区域を言う。（<u>令和4年10月31日現在61箇所</u>）</p> <p>2～3 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>時点修正</p>
<p style="text-align: center;">第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p>	<p style="text-align: center;">第37節 急傾斜地崩壊防止施設計画</p> <p style="text-align: center;">（県土マネジメント部）</p> <p>第1 土砂災害に係る危険箇所・区域の指定・公表</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域） 急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域を言う。（令和3年8月13日現在529箇所）</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第3 略</p>	<p>1 急傾斜地崩壊危険区域（法規制区域） 急傾斜地崩壊危険区域は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上ある土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び、これらに隣接する区域のうちがけ崩れを誘発、助長する区域について指定され、急傾斜地崩壊防止に有害な行為を制限する区域を言う。（<u>令和4年10月31日</u>現在<u>536</u>箇所）</p> <p>2～4 略</p> <p>第2～第3</p>	<p>時点修正</p>
<p align="center">第38節 山地災害予防計画 （水循環・森林・景観環境部）</p> <p>第1 森林管理・環境保全 本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は270千haで森林面積の95%にあっている。 令和2年度当初における民有林人工林面積は167,768haで、間伐等の保育を必要とする人工林が民有林人工林面積の62%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。 そこで、新たな森林環境管理制度により森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全及びレクリエーション）を高度に発揮させるため、目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林及び天然林）への誘導に取り組むものとする。 特に恒続林など針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹種と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、混交林への誘導に取り組むものとする。</p> <p>第2～第4 略</p>	<p align="center">第38節 山地災害予防計画 （水循環・森林・景観環境部）</p> <p>第1 森林管理・環境保全 本県の全面積は369千haで、このうち森林面積は77%を占めており、このうち民有林面積は270千haで森林面積の95%にあっている。 令和<u>3</u>年度当初における民有林人工林面積は167,7<u>79</u>haで、間伐等の保育を必要とする人工林が<u>民有林面積</u>の62%を占め、県土の保全上、森林の整備の推進が急務となっている。 そこで、新たな森林環境管理制度により森林の4機能（森林資源生産、防災、生物多様性保全及びレクリエーション）を高度に発揮させるため、目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林及び天然林）への誘導に取り組むものとする。 特に恒続林など針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹種と草本類に覆われることから、崩壊しにくく、上部で崩壊した土砂を受け止める効果が高くなるため、混交林への誘導に取り組むものとする。</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>時点修正 記載の適正化</p>
<p align="center">第39節 ため池災害予防計画 （食と農の振興部）</p> <p>第1 現況 本県には、約4,300余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。 大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>第2 略</p>	<p align="center">第39節 ため池災害予防計画 （食と農の振興部）</p> <p>第1 現況 本県には、約4,<u>2</u>00余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。 大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。</p> <p>第2 略</p>	<p>時点修正</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第43節 原子力災害予防計画 （防災統括室、関係部局）</p> <p>第1 原子力発電所事故対策 1 略 2 略 3 略 5 略 6 略</p> <p>第2 その他の原子力事業所の事故への対策 1 略 3 環境放射線モニタリング体制の整備 （1）～（4） 略</p>	<p style="text-align: center;">第43節 原子力災害予防計画 （防災統括室、関係部局）</p> <p>第1 原子力発電所事故対策 1 略 2 略 3 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略</p> <p>第2 その他の原子力事業所の事故への対策 1 略 <u>2</u> 環境放射線モニタリング体制の整備 （1）～（4） 略</p>	<p>記載の適正化 同上</p> <p>記載の適正化</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難指示等の発令</p> <p>1 略</p> <p>2 避難指示等の発令</p> <p>市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。</p> <p>県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>災害の種類によって以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害 被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。 ・土砂災害 受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。 <p>県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p style="text-align: center;">第1節 避難行動計画 (防災統括室等)</p> <p>第1 避難指示等の発令</p> <p>1 略</p> <p>2 避難指示等の発令</p> <p>市町村長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報、土砂災害警戒情報等を基に、予め作成した発令基準にのっとり、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。また、県は市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p> <p>災害の種類によって以下の事項に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害 被害が広範囲に及ぶことがあることから、避難に必要なリードタイムを考慮して、浸水が想定される区域に速やかに発令する。 ・土砂災害 受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、土砂災害メッシュ情報などを基にできるだけ対象範囲を絞り込んで発令する。 <p>県及び気象台等は、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を市町村に提供するとともに、状況に応じて注意を喚起する。また、市町村から避難指示等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようにする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第2～第4 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>
<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>1 留意事項</p> <p>市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 避難生活計画 (防災統括室等)</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 避難所の運営</p> <p>1 留意事項</p> <p>市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努める。<u>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所</u></p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。</p> <p>県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</p> <p>(1) 避難者による自主的な運営 (2) 避難所の運営における女性の参画 (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮 (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ</p> <p>2 各段階における主な取組事項 各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 略 (2) 展開期 展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>① 自主的な管理運営体制の確立 自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。</p> <p>② 略 ③～④ 略 ⑤ その他</p> <p>(ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。 (イ)女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。</p> <p>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ウ)暑さ寒さ対策に努める。 (エ)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p><u>運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u></p> <p>なお、人手不足や長期化等により、市町村職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。</p> <p>県は、市町村より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行うものとする。</p> <p>(1) 避難者による自主的な運営 (2) 避難所の運営における女性の参画 (3) 男女<u>及び性的マイノリティ</u>のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮 (4) 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズ (5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 (7) 住民票の有無等に関わらない、ホームレスの適切な受入れ</p> <p>2 各段階における主な取組事項 各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 略 (2) 展開期 展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。</p> <p>① 自主的な管理運営体制の確立 自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性<u>や性的マイノリティ</u>をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れるようにする。</p> <p>② 略 ③～④ 略 ⑤ その他</p> <p>(ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。 (イ)女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・入浴施設・洗濯干し場や授乳室は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する<u>とともに、性的マイノリティが利用しやすいように多目的トイレの設置や個人ごとに入浴できる時間帯の設定などを配慮する。</u></p> <p>また、生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のポスター掲載等による指定避難所における安全性の確保等、女性<u>及び性的マイノリティ</u>や子育て家庭のニーズ等に配慮した指定避難所の運営管理に努める。</p> <p>(ウ)暑さ寒さ対策に努める。 (エ)被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、子どもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第4～第6 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																												
<p style="text-align: center;">第6節 活動体制計画 (防災統括室等)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等</p> <p>1 略</p> <p>2 分担事務 各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">奈良県災害対策本部 事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="154 615 1110 1524"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本部事務局 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)</td> <td>調整班 (※1)</td> <td>1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事</td> </tr> <tr> <td>通信班</td> <td>1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>資料編集班 (※1)</td> <td>1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部署が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)</td> </tr> <tr> <td>視察対応班 (※2)</td> <td>1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事</td> </tr> <tr> <td>応援・受援班 (※3)</td> <td>1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防応援活動調整班 及び航空運用調整班</td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (※4)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td>地域防災支援班</td> <td>1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 調整班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。 ※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。 ※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構成する。 ※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。</p>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部署が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事	消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事	<p style="text-align: center;">第6節 活動体制計画 (防災統括室等)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等</p> <p>1 略</p> <p>2 分担事務 各部、各班の事務分掌は次表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">奈良県災害対策本部 事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1380 615 2365 1524"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本部事務局 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)</td> <td>調整班 (※1)</td> <td>1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事</td> </tr> <tr> <td>通信班</td> <td>1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>資料編集班 (※1)</td> <td>1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部署が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)</td> </tr> <tr> <td>視察対応班 (※2)</td> <td>1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事</td> </tr> <tr> <td>応援・受援班 (※3)</td> <td>1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防応援活動調整班 及び航空運用調整班</td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (※4)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td>地域防災支援班</td> <td>1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 調整班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。調整班では、県土マネジメント部職員は5及び6の業務を行う。なお、必要に応じて、5及び6の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。 ※2 視察対応班は、災害対策本部体制時に部局横断的に設置される班であり、主に総務部の担当課を構成員とする。 ※3 応援・受援班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、知事公室、総務部の応援・受援の窓口となる担当課で構成する。 ※4 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。</p>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部署が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事	消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事	
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																												
本部事務局 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事																																												
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事																																												
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事																																												
	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部署が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)																																												
	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事																																												
	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事																																												
	消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事																																												
	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																												
	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事																																												
	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																											
本部事務局 危機管理監 (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班 (※1)	1. 災害対策本部の運営に関する事 2. 災害対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 各種災害情報の分析に関する事 6. 本部長、本部事務局長への助言に関する事 7. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関する事 8. 自衛隊、消防、警察各リエゾンと連携し、分担区域・業務の調整に関する事 9. 現地対策本部の設置に関する事 10. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関する事 11. 災害救助法の適用に関する事																																												
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関する事 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関する事																																												
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関する事																																												
	資料編集班 (※1)	1. 視察者等への説明資料の編集に関する事 (各部署が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関する事(1に同じ)																																												
	視察対応班 (※2)	1. 国からの視察対応に関する事 2. 他機関からの視察対応に関する事 3. 国会議員、県会議員等からの視察対応に関する事																																												
	応援・受援班 (※3)	1. 国や他府県等からの受援(リエゾンを含む)に関する事 2. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事																																												
	消防応援活動調整班 及び航空運用調整班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事 4. 関係機関の出動ヘリコプター等における活動調整に関する事 5. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関する事																																												
	救援物資班 (※4)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																												
	地域防災支援班	1. 地域防災支援担当者の派遣・調整に関する事																																												

奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知事公室 部長 (知事公室長) (南部東部振興監) 副部長 (知事公室次長)</td> <td>秘書班 (秘書課長)</td> <td>1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事</td> </tr> <tr> <td>広報記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事</td> </tr> <tr> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>総合調整班 (政策推進課長)</td> <td>1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>統計班 (統計分析課長)</td> <td>1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事</td> </tr> <tr> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事</td> </tr> <tr> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (南部東部振興課長)</td> <td>1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (奥大和移住・交流推進室長)</td> <td>1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)</td> <td>1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	知事公室 部長 (知事公室長) (南部東部振興監) 副部長 (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事	統計班 (統計分析課長)	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事	協力班 (南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">知事公室 部長 (知事公室長) (南部東部振興監) 副部長 (知事公室次長)</td> <td>秘書班 (秘書課長)</td> <td>1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事</td> </tr> <tr> <td>広報記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事</td> </tr> <tr> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>総合調整班 (政策推進課長)</td> <td>1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>統計班 (統計分析課長)</td> <td>1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事</td> </tr> <tr> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事</td> </tr> <tr> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (南部東部振興課長)</td> <td>1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (奥大和移住・交流推進室長)</td> <td>1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)</td> <td>1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	知事公室 部長 (知事公室長) (南部東部振興監) 副部長 (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事	統計班 (統計分析課長)	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事	協力班 (南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事	
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																
知事公室 部長 (知事公室長) (南部東部振興監) 副部長 (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事																																																
	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事																																																
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事																																																
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事																																																
	統計班 (統計分析課長)	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事																																																
	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事																																																
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事																																																
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																
	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																
	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事																																																
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																
知事公室 部長 (知事公室長) (南部東部振興監) 副部長 (知事公室次長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事																																																
	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関する事 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて県内外へ広報活動を行う事																																																
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関する事																																																
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関する事 2. 国や他府県等からの受援に関する事																																																
	統計班 (統計分析課長)	1. 指導員、調査員及び調査客体の安否確認並びに各所管省への報告に関する事 2. 本部事務局各班の業務に関する事																																																
	国際協力班 (国際課長)	1. 海外からの支援受入に関する事 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関する事 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関する事 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関する事																																																
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関する事 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関する事 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事 4. 市町村への応援職員派遣(リエゾンを含む)に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事																																																
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																
	協力班 (奥大和移住・交流推進室長)	1. 総務部総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																
	うだ・アニマルパーク 振興班 (うだ・アニマルパーク振興室長)	1. うだ・アニマルパーク(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. パーク内動物の保護に関する事																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)</td> <td>総務部総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>税務班 (税務課長)</td> <td>1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>管財班 (管財課長) ○ (ファンリティマネジメント室長)</td> <td>1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)</td> </tr> <tr> <td>情報システム・協力班 ○ (行政・人材マネジメント課長) (デジタル戦略課長)</td> <td>1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事 6. 総務班への協力に関する事 7. 本部事務局への応援に関する事 8. 視察者への対応に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	管財班 (管財課長) ○ (ファンリティマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)	情報システム・協力班 ○ (行政・人材マネジメント課長) (デジタル戦略課長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事 6. 総務班への協力に関する事 7. 本部事務局への応援に関する事 8. 視察者への対応に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)</td> <td>総務部総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>協力班 (行政・人材マネジメント課長)</td> <td>1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>税務班 (税務課長)</td> <td>1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>管財班 (管財課長) ○ (ファンリティマネジメント室長)</td> <td>1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)</td> </tr> <tr> <td>情報システム班 (デジタル戦略課長) ○ (デジタル管理室長)</td> <td>1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	協力班 (行政・人材マネジメント課長)	1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事	管財班 (管財課長) ○ (ファンリティマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)	情報システム班 (デジタル戦略課長) ○ (デジタル管理室長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事	記載の適正化						
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと																																																
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事																																																
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事																																																
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関する事																																																
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																
	管財班 (管財課長) ○ (ファンリティマネジメント室長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)																																																
	情報システム・協力班 ○ (行政・人材マネジメント課長) (デジタル戦略課長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事 6. 総務班への協力に関する事 7. 本部事務局への応援に関する事 8. 視察者への対応に関する事																																																
	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																															
	総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務部総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 視察者への対応に関する事 4. その他部内の他の班に属しないこと																																															
議会連絡班 (法務文書課長)		1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																
協力班 (行政・人材マネジメント課長)		1. 総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事 3. 視察者への対応に関する事																																																
人事給与班 (人事課長)		1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関する事 2. 災害対策本部職員の給与に関する事 3. 県の応援職員派遣調整・要請に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事																																																
職員厚生班 (総務厚生センター所長)		1. 災害対策本部職員の健康管理に関する事 2. 総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事																																																
財政班 (財政課長)		1. 災害に関する予算及び資金に関する事																																																
税務班 (税務課長)		1. 罹災による県税の減免に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																																
管財班 (管財課長) ○ (ファンリティマネジメント室長)		1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び応急対策に関する事 2. 災害用自動車の管理に関する事 3. 庁内の電気、電話回線網に関する事 4. 自衛隊員の待機場所に関する事 5. 国や他府県等からの受援に関する事(執務室の確保)																																																
情報システム班 (デジタル戦略課長) ○ (デジタル管理室長)		1. 情報システム等の被害状況の把握に関する事 2. 情報システムの維持・運用に関する事 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関する事 4. 国や他府県等からの受援に関する事 5. 執務環境の確保に関する事																																																
			同上																																															

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	
文化・教育・くらし創造部 部長 （文化・教育・くらし創造部長） （こども・女性局長） 副部長 （文化・教育・くらし創造部次長）	文化・教育・くらし創造総務班 （企画管理室長）	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと	文化・教育・くらし創造部 部長 （文化・教育・くらし創造部長） （こども・女性局長）	文化・教育・くらし創造総務班 （企画管理室長）	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと	記載の適正化
	協力班 （なら歴史芸術文化村整備推進室長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 建設地の被害状況の調査・確認に関すること		協力班 （大和平野中央構想推進室長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること	
	協力班 （文化振興課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 文化会館、橿原文化会館、美術館（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること		協力班 （文化振興課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 文化会館、橿原文化会館、美術館、 なら歴史芸術文化村 （来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること	同上
	文化財班 （文化財保存課長）	1. 文化財の応急復旧に関すること 2. 文化財の被害の状況調査に関すること		文化財班 （文化財保存課長）	1. 文化財の応急復旧に関すること 2. 文化財の被害の状況調査に関すること	
	協力班 （文化資源活用課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 橿原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること		協力班 （文化資源活用課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 橿原考古学研究所、同附属博物館、万葉文化館、民俗博物館、図書情報館（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること	
	教育振興班 （教育振興課長）	1. 私立学校（生徒、施設、設備等）の被害に関すること 2. 県立大学（県立大学生、来校者、建物、設備等）の被害に関すること 3. 国立学校（生徒、施設、設備等）の被害に関すること		教育振興班 （教育振興課長）	1. 私立学校（生徒、施設、設備等）の被害に関すること 2. 県立大学（県立大学生、来校者、建物、設備等）の被害に関すること 3. 国立学校（生徒、施設、設備等）の被害に関すること	
	青少年・社会活動推進班 （青少年・社会活動推進課長）	1. 野外活動センター（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関すること 3. ボランティアの活動支援に関すること 4. 災害ボランティア本部に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること		青少年・社会活動推進班 （青少年・社会活動推進課長）	1. 野外活動センター（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること 2. 西奈良県民センター跡地の被害状況の調査・確認に関すること 3. ボランティアの活動支援に関すること 4. 災害ボランティア本部に関すること 5. 本部事務局への応援に関すること	
	協力班 （人権施策課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 消費・生活安全班への協力に関すること		協力班 （人権施策課長）	1. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 消費・生活安全班への協力に関すること	
	協力班 （スポーツ振興課長）	1. 橿原公苑（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること		協力班 （スポーツ振興課長）	1. 橿原公苑（来場者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること 2. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること	
	消費・生活安全班 （消費・生活安全課長）	1. 食品衛生に関すること 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関すること 3. 遺体の火葬計画に関すること 4. ペットの災害対策に関すること 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関すること 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関すること		消費・生活安全班 （消費・生活安全課長）	1. 食品衛生に関すること 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関すること 3. 遺体の火葬計画に関すること 4. ペットの災害対策に関すること 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関すること 6. 要配慮者の宿泊施設への受入に関すること	
	女性支援班 ○ （こども・女性局長） （女性活躍推進課長）	1. 児童福祉施設（通所者・建物・設備等）の被害の状況調査、確認に関すること 2. 女性センター（来館者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること 3. 女性のための支援や相談に関すること 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること		女性支援班 ○ （こども・女性局長） （女性活躍推進課長）	1. 児童福祉施設（通所者・建物・設備等）の被害の状況調査、確認に関すること 2. 女性センター（来館者、建物、設備等）の被害状況の調査・確認に関すること 3. 女性のための支援や相談に関すること 4. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること	
	子ども支援班 ○ （こども・女性局長） （奈良っ子はぐみ課長） （こども家庭課長）	1. 児童福祉施設（入所者・通所者・建物・設備等）の被害の状況調査、確認に関すること 2. 乳幼児、児童等（以下「乳幼児等」という）の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関すること 4. 要保護児童の保護、支援等に関すること 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関すること ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携		子ども支援班 ○ （こども・女性局長） （奈良っ子はぐみ課長） （こども家庭課長）	1. 児童福祉施設（入所者・通所者・建物・設備等）の被害の状況調査、確認に関すること 2. 乳幼児、児童等（以下「乳幼児等」という）の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関すること 4. 要保護児童の保護、支援等に関すること 5. 文化・教育・くらし創造総務班への協力に関すること 6. 避難所等における乳幼児等への受援に関すること ※ 6. の事務は、福祉医療部避難所等支援班と連携	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所掌事務	部 (部長副部長担当)	班 (班長担当)	所掌事務	
福祉医療部 部長 (福祉医療部長) 副部長 (企画管理室長) (医療・介護保険局次長)	福祉医療総務班 (企画管理室長)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事	福祉医療部 部長 (福祉医療部長) 副部長 (企画管理室長) (医療・介護保険局次長)	福祉医療総務班 (企画管理室長)	1. 災害対策本部及び他部局との連絡調整に関する事 2. 福祉医療部内の各班(保健医療調整本部を含む)の総合調整(入手情報や対応状況等の共有及び指示)に関する事	
	○ 避難所等支援班 (医療・介護保険局長) (長寿・福祉人材確保対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)	1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本部と連携		○ 避難所等支援班 (医療・介護保険局長) (長寿・福祉人材確保対策課長) (地域包括ケア推進室長) (地域福祉課) (障害福祉課)	1. 避難所のニーズ把握及び支援に関する事 (避難所運営市町村や避難所派遣チーム等を通じた障害者、高齢者など支援が必要な者にかかる人的・物的支援ニーズの把握・支援の調整など) 2. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動・受援調整等に関する事 3. 福祉避難所の支援に関する事 ※1. 2. の事務の人的支援について、保健医療調整本部と連携 ※1. 2. の事務の物的支援について、救援物資班、保健医療調整本部と連携	
	○ 救援物資班 (医療・介護保険局長) (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携		○ 救援物資班 (医療・介護保険局長) (医療保険課長) (地域福祉課補佐) (※2)	1. 避難所等で必要となる福祉・保健・医療関係物資等の調達、供給及びその調整に関する事 2. 水・食料・衣料・毛布など救援物資の調達・供給及び陸上輸送に関する事 ※1. の事務について、避難所等支援班、保健医療調整本部と連携 ※2. の事務について、救援物資班(産業・雇用振興部)と連携	
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事		地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 災害救助費負担金に関する事 3. 災害救助法運用の連絡調整に関する事 4. 災害弔慰金、災害義援金の配分に関する事 5. 要配慮者の支援で他班の所掌に属さないことに関する事	
	障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携		障害者支援班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関する事 4. 避難所等における障害者への支援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携	
	高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携		高齢者支援班 (介護保険課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関する事 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関する事 3. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関する事 4. 避難所等における高齢者への受援に関する事 ※ 4. の事務は、避難所等支援班と連携	
○ 協力班 (監査指導室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 福祉医療総務班、避難所等支援班への協力に関する事 2. 災害対策本部事務局への応援に関する事	○ 協力班 (監査指導室長) (長寿・福祉人材確保対策課)	1. 福祉医療総務班、避難所等支援班への協力に関する事 2. 災害対策本部事務局への応援に関する事			
保健医療調整本部 本部長 (医療政策局長) 副本部長 (医療政策局次長)	○ 統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐)	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関する事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関する事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関する事	保健医療調整本部 本部長 (医療政策局長) 副本部長 (医療政策局次長)	○ 統括班 (医療政策局次長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (企画管理室補佐)	1. 保健医療調整本部の運営に関する事 2. 保健医療調整本部内の情報共有体制の整備、連絡調整に関する事 3. 保健医療調整本部の報告・広報資料の作成・とりまとめに関する事 4. 保健医療調整本部外との連絡(窓口)に関する事 5. 保健医療活動チームの受援窓口及び総合調整に関する事 6. DHEATの活動・受援調整に関する事 7. 他班の所掌に属さない保健医療活動チームの活動・受援調整に関する事	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	記載の適正化
保健医療調整本部 本部長 （医療政策局長） 副本部長 （医療政策局次長）	DMAT調整班 ＜DMAT調整本部＞ （地域医療連携課主幹）	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事	保健医療調整本部 本部長 （医療政策局長） 副本部長 （医療政策局次長）	DMAT調整班 ＜DMAT調整本部＞ （地域医療連携課補佐）	【超急性期～急性期のみ設置】 1. DMATの活動調整に関する事 2. 広域医療搬送に関する事	
	○ 医療支援調整班 （地域医療連携課長） （医師・看護師確保対策室補佐） （病院マネジメント課補佐）	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者（透析施設への支援含む。）及び周産期医療（母子・保健分野を除く。）への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入転院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・支援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事		○ 医療支援調整班 （地域医療連携課長） （医師・看護師確保対策室補佐） （病院マネジメント課補佐）	1. 医療機関の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 医療機関間の連絡調整に関する事 3. 医療機関への物的・人的支援に関する事 4. 透析患者（透析施設への支援含む。）及び周産期医療（母子・保健分野を除く。）への支援調整に関する事 5. 後方医療体制の整備、受診・入転院調整に関する事 6. 医療救護班の編成、活動・支援調整に関する事 7. 県内医療提供体制の復旧・整備に関する事	
	精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ （疾病対策課長）	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入転院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・支援調整に関する事		精神保健支援班 ＜DPAT調整本部＞ （疾病対策課長）	1. 精神科病院の被災状況・稼働状況の調査・確認に関する事 2. 精神科病院間の連絡調整に関する事 3. 精神障害者の入転院調整に関する事 4. 精神科病院への物的・人的支援に関する事 5. DPAT及び災害時精神保健活動にかかる活動・支援調整に関する事	
	○ 要医療者支援班 （健康推進課参事） （疾病対策課）	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事		○ 要医療者支援班 （健康推進課参事） （疾病対策課）	1. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の調査・確認に関する事 2. 在宅の指定難病及び小児慢性特定疾病患者等で特に高度な医療的ケアを要する者等の支援調整に関する事	
	○ 保健支援調整班 （健康推進課長） （疾病対策課） （新型コロナワクチン接種推進室）	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・支援調整に関する事 3. 避難所（市町村）の運営支援（保健衛生・防疫分野）に関する事 4. 母子・保健支援に関する事		○ 保健支援調整班 （健康推進課長） （疾病対策課） （新型コロナワクチン接種推進室）	1. 保健衛生・防疫活動の総合調整に関する事 2. 保健師等支援チームの活動・支援調整に関する事 3. 避難所（市町村）の運営支援（保健衛生・防疫分野）に関する事 4. 母子・保健支援に関する事	
	業務班 （業務課長）	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事		業務班 （業務課長）	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	
水循環・森林・景観環境部 部長 (水循環・森林・景観環境部長) 副部長 (水循環・森林・景観環境部次長)	水循環・森林・景観環境総務班 (企画管理室長)	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する こと 2. 部内外の連絡調整に関する こと 3. 本部事務局への応援に関する こと 4. その他部内の他の班に属さない こと	水循環・森林・景観環境部 部長 (水循環・森林・景観環境部長) 副部長 (水循環・森林・景観環境部次長)	水循環・森林・景観環境総務班 (企画管理室長)	1. 水循環・森林・景観環境部関係被害のとりまとめに関する こと 2. 部内外の連絡調整に関する こと 3. 本部事務局への応援に関する こと 4. その他部内の他の班に属さない こと	記載の適正化
	エネルギー班 (環境政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する こと 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する こと		エネルギー班 (環境政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関する こと 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関する こと	
	水資源政策班 (水資源政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する こと 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に 関すること		水資源政策班 (水資源政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関する こと 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に 関すること	
	森林総務班 (森と人の共生推進課長)	1. 林業関係被害のとりまとめに関する こと 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと 4. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に 関すること		森林総務班 (森と人の共生推進課長)	1. 林業関係被害のとりまとめに関する こと 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと	
	木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関すること 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び 支援に関する こと 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示す る班への協力に関する こと		木材産業班 (奈良の木ブランド課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関すること 2. 応急用林産資材の確保及び供給についての体制整備及び 支援に 関すること 3. 水循環・森林・景観環境部長(災害対策本部体制)が指示す る班への協力に関する こと	
	森林整備班 (森林資源生産課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関すること 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の 収集に関する こと 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する こと 5. 林道の災害の応急復旧に関する こと 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に 関すること		森林整備班 (森林資源生産課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に 関すること 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に関する こと 3. 造林地、苗畑及び作業道等被害の状況調査及び情報の 収集に 関すること 4. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に関する こと 5. 林道の災害の応急復旧に関する こと 6. 林業用施設、造林地、苗畑及び作業道等の災害復旧に 関すること 7. 薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に 関すること	
	協力班 (景観・自然環境課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応 に関する こと 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備 等)の被害状況の調査、確認に関する こと 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害 防止措置の指導に関する こと 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する こと 5. 本部事務局への応援に関する こと		協力班 (景観・自然環境課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に 関 する こと 2. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の 被害 状況の調査、確認に関する こと 3. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止 措 置の指導に関する こと 4. 水循環・森林・景観環境総務班への協力に関する こと 5. 本部事務局への応援に関する こと	
災害廃棄物対策本部 本部長 (水循環・森林・景観環境部長) 統括 (水循環・森林・景観環境部次長)	企画調整班 (廃棄物対策課長)	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理	災害廃棄物対策本部 本部長 (水循環・森林・景観環境部長) 統括 (水循環・森林・景観環境部次長) (水資源政策・景観環境担当)	企画調整班 (廃棄物対策課長)	1. 県災害廃棄物対策本部の体制整備 2. 発災直後の情報収集・とりまとめ 3. 処理方針の作成(県外支援の必要度等) 4. 各班への指示、進捗管理 5. 広報、報道対応 6. 予算経理	同上
	計画調整班 (廃棄物対策課長補佐)	1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等		計画調整班 (廃棄物対策課長補佐[総括])	1. 県内広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整 2. 市町村の処理実行計画作成への支援 3. 二次仮置場等の計画・調整・指定等	
	処理推進班 (廃棄物対策課長補佐)	1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の執行部隊		処理推進班 (廃棄物対策課長補佐[産業廃棄物担当])	1. 発災直後に市町村が実施する情報収集等への支援 2. 市町村が実施する災害廃棄物等の処理への技術的支援 3. 市町村の事務委託により県が処理主体になる場合の執行部隊	
	広域調整班 (環境政策課長補佐)	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整		広域調整班 (環境政策課長補佐[総括])	1. 国、他府県等への支援要請 2. 県外広域支援の調整 ・要支援市町村と支援市町村等のマッチング ・関係団体等との調整	

奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当）	班 （班長担当職）	所掌事務	
産業・観光・雇用振興部 部長 （産業・観光・雇用振興部長） （観光局長） 副部長 （産業・観光・雇用振興部次長）	産業・観光・雇用振興総務班 （企画管理室長）	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと	産業・観光・雇用振興部 部長 （産業・観光・雇用振興部長） （観光局長） 副部長 （産業・観光・雇用振興部次長）	産業・観光・雇用振興総務班 （企画管理室長）	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さないこと	
	地域産業班 （地域産業課長）	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事		地域産業班 （地域産業課長）	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関する事 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関する事	
	○ 救援物資班 （企画管理室長） （地域産業課長） （産業政策課長） （産業振興総合センター所長） （企業立地推進課長） （雇用政策課長） （外国人・人材活用推進室長） （※1、2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事		○ 救援物資班 （企画管理室長） （地域産業課長） （産業政策課長） （産業振興総合センター所長） （企業立地推進課長） （雇用政策課長） （外国人・人材活用推進室長） （※1、2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事	
	○ 観光班 （ならの観光力向上課長） （観光プロモーション課長） （MICE推進室長）	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事		○ 観光班 （ならの観光力向上課長） （観光プロモーション課長） （MICE推進室長）	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関する事	
食と農の振興部 部長 （食と農の振興部長） 副部長 （食と農の振興部次長）	農業総務班 （企画管理室長）	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと	食と農の振興部 部長 （食と農の振興部長） 副部長 （食と農の振興部次長）	農業総務班 （企画管理室長）	1. 農業関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 部内の人員調整に関する事 4. 他部及び出先機関等への応援に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さないこと	
	○ 救援物資班 （豊かな食と農の振興課長） （中央卸売市場再整備推進室長） （※1、2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事		○ 救援物資班 （豊かな食と農の振興課長） （中央卸売市場再整備推進室長） （※1、2）	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	
	農業水産班 （農業水産振興課長）	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事		農業水産班 （農業水産振興課長）	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に関する事 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に関する事	
	農業経済班 （農業経済課長）	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 3. 食と農の振興部長（災害対策本部体制）が指示する班への協力に関する事		農業経済班 （農業経済課長）	1. 農業団体との連絡に関する事 2. 農業共同利用施設の災害復旧に関する事 3. 食と農の振興部長（災害対策本部体制）が指示する班への協力に関する事	
	畜産班 （畜産課長）	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事		畜産班 （畜産課長）	1. 畜産物及び畜産関係施設の被害状況調査及び情報の収集に関する事 2. 畜産物等生産者団体との連携に関する事	
	担い手・農地マネジメント班 （担い手・農地マネジメント課長）	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食と農の振興部長（災害対策本部体制）が指示する班への協力に関する事		担い手・農地マネジメント班 （担い手・農地マネジメント課長）	1. 天災資金の融資に関する事 2. 農村班への協力に関する事 3. 食と農の振興部長（災害対策本部体制）が指示する班への協力に関する事	
	農村班 （農村振興課長）	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事		農村班 （農村振興課長）	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に関する事 2. 農地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に関する事 3. 農地のたん水排除に関する事	

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）				今回修正				【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務		部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務		
県土マネジメント部 部長 （県土マネジメント部長） （地域デザイン推進局長） （政策統括官） 副部長 （県土マネジメント部・地域デザイン推進局理事） （県土マネジメント部次長）	総括班	土木統括班※1 （技術次長） （企画管理室長） （技術管理課長）	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 （県土マネジメント部所管の施設を復旧するため） 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の情報・分析班、資料編集班の事務に関する事	県土マネジメント部 部長 （県土マネジメント部長） （地域デザイン推進局長） （政策統括官） 副部長 （県土マネジメント部・地域デザイン推進局理事） （県土マネジメント部次長）	総括班	土木統括班※1 （技術次長） （企画管理室長） （技術管理課長）	1. 土木関係被害状況の取りまとめに関する事 2. 応急用資機材の調達に関する事 （県土マネジメント部所管の施設を復旧するため） 3. 災害協定に基づく応急活動に関する事 4. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に関する事 5. 危機管理監指揮下の調整班、資料編集班の事務に関する事	記載の適正化
		土木総務班※1 （企画管理室長） （建設業・契約管理課長） （用地対策課長）	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さない事			土木総務班※1 （企画管理室長） （建設業・契約管理課長） （用地対策課長）	1. 部内事務局の設置運営に関する事 2. 部内の人員調整に関する事 3. 部内外の連絡調整に関する事 4. 公共土木施設に関する広報に関する事 5. 本部事務局への応援に関する事 6. その他部内の他の班に属さない事	
	水防班	河川班※1 （河川整備課長） （砂防・災害対策課長） （企画管理室長）	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事	水防班	河川班※1 （河川整備課長） （砂防・災害対策課長） （企画管理室長）	1. 水防本部に関する事 2. 河川に関する危険情報の収集、伝達に関する事 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に関する事 4. 河川施設の応急復旧に関する事 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に関する事	同上	
		土砂班 （砂防・災害対策課長）	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害防止法第26条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事		土砂班 （砂防・災害対策課長）	1. 土木災害の情報取りまとめに関する事 2. 砂防施設等の応急復旧に関する事 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に関する事 4. 土砂災害対策に関する事 5. 地すべり等防止法第25条による避難のための立ち退きの指示に関する事 6. 土砂災害防止法第28条による緊急調査に関する事 7. 公共土木施設の災害査定に関する事		
		下水道班 （下水道課長）	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事		下水道班 （下水道課長）	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に関する事		
	道路啓開班	道路班※1 （道路保全課長） （道路建設課長）	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事	道路啓開班	道路班※1 （道路保全課長） （道路建設課長）	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に関する事 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路等の策定に関する事 3. 緊急輸送道路の確保に関する事 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に関する事(※2) 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に関する事 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に関する事	同上	
		公共交通班 （リニア推進・地域交通対策課長） （まちづくりプロジェクト推進課長） （大規模広域防災拠点整備課長）	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事		公共交通班 （リニア推進・地域交通対策課長） （まちづくりプロジェクト推進課長） （大規模広域防災拠点整備課長）	1. 鉄道、バス等の公共交通に関する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に関する事		
	都市施設班	都市施設班※1 （まちづくり連携推進課長） （県土利用政策室長）	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事	都市施設班	都市施設班※1 （まちづくり連携推進課長） （県土利用政策室長）	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に関する事 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に関する事 3. 都市災害情報の取りまとめに関する事	同上	
		公園緑地班※1 （公園緑地課長） （奈良公園室長） （平城宮跡事業推進室長）	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事		公園緑地班※1 （公園緑地課長） （奈良公園室長） （平城宮跡事業推進室長）	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に関する事 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に関する事 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事		

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】	
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務		
	建築・住宅班	建築班 ○(建築安全推進課長)※4 (県有施設営繕課長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関する事		建築班 ○(建築安全推進課長)※4 (県有施設営繕課長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関する事	
		県有建築物チーム (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長)	1. 県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関する事			県有建築物チーム (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長)	
		県営住宅チーム (住まいまちづくり課長)	1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関する事		県営住宅チーム (住まいまちづくり課長)	1. 県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関する事	
		一般建築物チーム (建築安全推進課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 被災宅地の危険度判定に関する事 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関する事		一般建築物チーム (建築安全推進課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2. 被災宅地の危険度判定に関する事 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関する事	
		住宅班 (住まいまちづくり課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 3. 被災者への公営住宅の提供に関する事 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 5. 住宅相談窓口の設置に関する事 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事		住宅班 (住まいまちづくり課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関する事 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事 3. 被災者への公営住宅の提供に関する事 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 5. 住宅相談窓口の設置に関する事 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事	
	現地班	現地対応班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (中和土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (幹線街路事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (中和公園事務所長) (奈良公園事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事 3. 管内市町村との連絡・調整に関する事		現地対応班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (中和土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (幹線街路事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (中和公園事務所長) (奈良公園事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関する事(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関する事 3. 管内市町村との連絡・調整に関する事	

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。
 ※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。
 ※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地
 ※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築安全推進課が行う。
 ※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

※1 複数の課で構成される班・・・○印の課を班長とする。
 ※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。
 ※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地
 ※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築安全推進課が行う。
 ※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)	経理班 ○(会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)	経理班 ○(会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育部 部長 (教育長)</td> <td>○ 教育総務班 (企画管理室長) (教育政策推進課長)</td> <td>1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さないこと 4. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>福利班 (福利課長)</td> <td>1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副部長 (教育次長)</td> <td>学校支援班 (学校支援課長)</td> <td>1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事</td> </tr> <tr> <td>教職員班 (教職員課長)</td> <td>1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 学校教育・特別支援教育推進班 (学校教育課長) (特別支援教育推進室長)</td> <td>1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)</td> <td>1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健班 (保健体育課長)</td> <td>1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	教育部 部長 (教育長)	○ 教育総務班 (企画管理室長) (教育政策推進課長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さないこと 4. 本部事務局への応援に関する事	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事	副部長 (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)		○ 学校教育・特別支援教育推進班 (学校教育課長) (特別支援教育推進室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事		人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事		保健班 (保健体育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育部 部長 (教育長)</td> <td>教育総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さないこと 4. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td>福利班 (福利課長)</td> <td>1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副部長 (教育次長)</td> <td>学校支援班 (学校支援課長)</td> <td>1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事</td> </tr> <tr> <td>教職員班 (教職員課長)</td> <td>1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 学校教育・特別支援教育推進班 (学校教育課長) (特別支援教育推進室長)</td> <td>1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)</td> <td>1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保健班 (健康・安全教育課長)</td> <td>1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	教育部 部長 (教育長)	教育総務班 (企画管理室長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さないこと 4. 本部事務局への応援に関する事	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事	副部長 (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)		○ 学校教育・特別支援教育推進班 (学校教育課長) (特別支援教育推進室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事		人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事		保健班 (健康・安全教育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事	記載の適正化 同上
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																												
教育部 部長 (教育長)	○ 教育総務班 (企画管理室長) (教育政策推進課長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さないこと 4. 本部事務局への応援に関する事																																												
	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事																																												
副部長 (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事																																												
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)																																												
	○ 学校教育・特別支援教育推進班 (学校教育課長) (特別支援教育推進室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事																																												
	人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																												
	保健班 (保健体育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事																																												
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																												
教育部 部長 (教育長)	教育総務班 (企画管理室長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さないこと 4. 本部事務局への応援に関する事																																												
	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事																																												
副部長 (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 避難所となった学校施設に関する事																																												
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)																																												
	○ 学校教育・特別支援教育推進班 (学校教育課長) (特別支援教育推進室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事																																												
	人権・地域教育班 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育センターや同和問題関係史料センター等の被害状況調査に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事																																												
	保健班 (健康・安全教育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事																																												
※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。			※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">水道部 部長 (水道局長)</td> <td>総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関する事 4. 庶務に関する事 5. 補償交渉に関する事 6. その他、全般に関する事</td> </tr> <tr> <td>状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告</td> </tr> <tr> <td>送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告</td> </tr> <tr> <td>事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告</td> </tr> <tr> <td>水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討</td> </tr> <tr> <td>○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)</td> <td>1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関する事 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関する事 7. その他、全般に関する事</td> </tr> <tr> <td>○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)</td> <td>1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括</td> </tr> <tr> <td>○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)</td> <td>1. 現地対策本部の支援活動</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	水道部 部長 (水道局長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関する事 4. 庶務に関する事 5. 補償交渉に関する事 6. その他、全般に関する事	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討	○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関する事 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関する事 7. その他、全般に関する事	○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括	○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 現地対策本部の支援活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">水道部 部長 (水道局長)</td> <td>総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関する事 4. 庶務に関する事 5. 補償交渉に関する事 6. その他、全般に関する事</td> </tr> <tr> <td>状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告</td> </tr> <tr> <td>送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告</td> </tr> <tr> <td>事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告</td> </tr> <tr> <td>水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)</td> <td>1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討</td> </tr> <tr> <td>○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)</td> <td>1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関する事 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関する事 7. その他、全般に関する事</td> </tr> <tr> <td>○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)</td> <td>1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括</td> </tr> <tr> <td>○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)</td> <td>1. 現地対策本部の支援活動</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	水道部 部長 (水道局長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関する事 4. 庶務に関する事 5. 補償交渉に関する事 6. その他、全般に関する事	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討	○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関する事 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関する事 7. その他、全般に関する事	○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括	○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 現地対策本部の支援活動					
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																												
水道部 部長 (水道局長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関する事 4. 庶務に関する事 5. 補償交渉に関する事 6. その他、全般に関する事																																												
	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告																																												
	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告																																												
	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告																																												
	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討																																												
	○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関する事 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関する事 7. その他、全般に関する事																																												
	○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括																																												
	○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 現地対策本部の支援活動																																												
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																												
水道部 部長 (水道局長)	総括班 [1号動員] 現地総括班 [2号、3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の計画、指示 2. 取水、送水対策の計画、指示 3. 関係機関への連絡、情報収集に関する事 4. 庶務に関する事 5. 補償交渉に関する事 6. その他、全般に関する事																																												
	状況監視班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水道施設の調査、監視 2. 浄水処理の監視、対策 3. 水道施設、浄水処理に関わる報告																																												
	送水対策班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 送水対策の実施 2. 送水に関わる情報の収集、報告																																												
	事故復旧班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 事故復旧対策の実施 2. 事故復旧状況の報告 3. 復旧資機材の調達 4. 被害調査の実施・報告																																												
	水質調査班 [1～3号動員] (広域水道センター所長)	1. 水質調査、監視 2. 水質調査の報告 3. 対応措置、浄水処理方法の検討																																												
	○ 総括班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の総括 2. 取水、送水対策の総括 3. 現地対策本部との連絡調整 4. 広報、問い合わせの対応に関する事 5. 関係機関への連絡、情報提供 6. 庶務に関する事 7. その他、全般に関する事																																												
	○ 事故対策班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 事故復旧対策の指導、助言 2. 事故復旧の情報収集、報告 3. 復旧資機材調達の総括 4. 取水、送水対策の指導、助言 5. 被害調査の調査・報告の総括																																												
	○ 現地派遣班(本局) [2号動員] (業務課長) (総務課長) ○ [3号動員] (局長) (総務課長) (業務課長)	1. 現地対策本部の支援活動																																												
※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。			※ 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。																																											

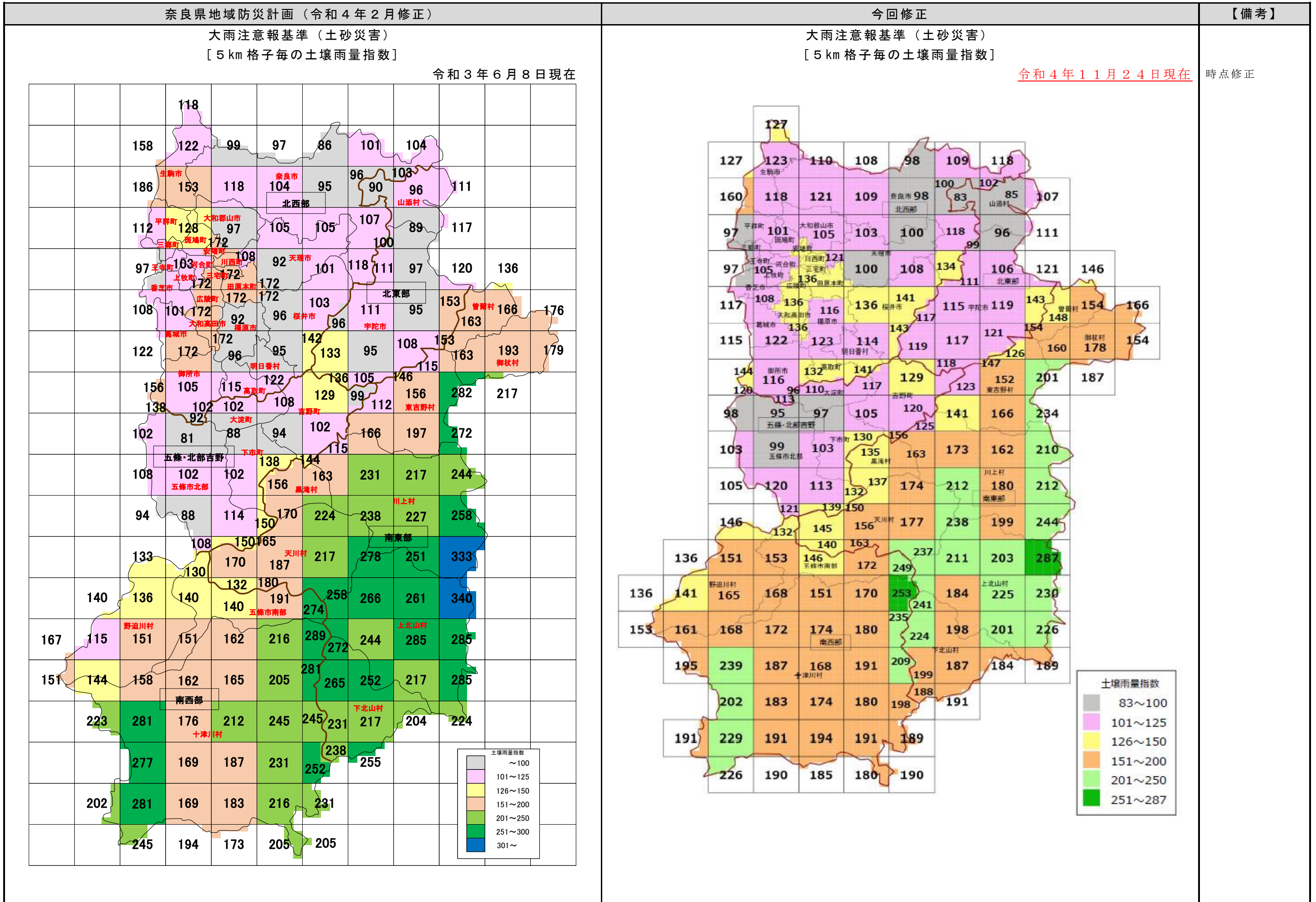
奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	
警察部 部長 （警察本部長） 副部長 （警務部長） （警備部長） 担当幕僚 （各部長）	総括班 （警衛警護班） （警衛警護・危機管理 対策参事官） （付・警備第三課長）	1. 警備本部の総括及び記録に関する事 2. 警備本部の編成及び運用に関する事 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関する事 4. 援助要求に関する事 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害集計に関する事 7. 職員家族の安否確認に関する事 8. 警衛警護に関する事 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事 10. 警備本部の庶務に関する事 11. 警備本部長の特命事項に関する事 12. 他の班の任務に属さないこと	警察部 部長 （警察本部長） 副部長 （警務部長） （警備部長） 担当幕僚 （各部長）	総括班 （警衛警護班） （警衛警護・危機管理 対策参事官） （付・外事課長）	1. 警備本部の総括及び記録に関する事 2. 警備本部の編成及び運用に関する事 3. 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関する事 4. 援助要求に関する事 5. 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事 6. 被害情報及び被害集計に関する事 7. 職員家族の安否確認に関する事 8. 警衛警護に関する事 9. 警衛警護隊の編成及び運用に関する事 10. 警察航空隊の運用に関する事 11. 警備本部の庶務に関する事 12. 警備本部長の特命事項に関する事 13. 他の班の任務に属さないこと	記載の適正化
	指揮支援班 （警備第二課長）	1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事 2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する事 3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事	指揮支援班 （警備課長）	1. 指揮支援班の編成及び運用に関する事 2. 現地指揮所での部隊指揮及び関係機関との連絡調整に関する事 3. 総括班及び警衛警護班の任務に関する事	同上	
	総務班 （総務課長）	1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事	総務班 （総務課長）	1. 県議会との連絡調整その他渉外に関する事	同上	
	装備班 （警務課長）	1. 機動装備隊の運用に関する事 2. 装備資機材の調達及び管理に関する事 3. 警察車両の運用及び統制に関する事 4. レンタカーの借りに関する事	装備班 （施設装備課長）	1. 機動装備隊の運用に関する事 2. 装備資機材の調達及び管理に関する事 3. 警察車両の運用及び統制に関する事 4. レンタカーの借りに関する事	同上	
	留置管理班 （留置管理課長）	1. 災害時における留置管理業務に関する事 2. 被留置者の避難及び解放に関する事	留置管理班 （留置管理課長）	1. 災害時における留置管理業務に関する事 2. 被留置者の避難及び解放に関する事	同上	
	訟務班 （監察課長）	1. 訟務事案に関する事	訟務班 （監察課長）	1. 訟務事案に関する事	同上	
	広報班 （県民サービス課長）	1. 広報及び報道対策に関する事 2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事	広報班 （県民サービス課長）	1. 広報及び報道対策に関する事 2. 被災住民に対する広報及び広聴に関する事 3. 死亡被災者等の確認及び照会に関する事	同上	
	受援連絡・宿泊補給・ 救護班 （厚生課長）	1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する事 2. 特別派遣部隊の受入れに関する事 3. 部隊の宿泊及び給食に関する事 4. 被災地における遺失拾得物に関する事 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事 6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事	受援連絡・宿泊補給・ 救護班 （厚生課長）	1. 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関する事 2. 特別派遣部隊の受入れに関する事 3. 部隊の宿泊及び給食に関する事 4. 被災地における遺失拾得物に関する事 5. 警察に対する救援物資の受付及び管理に関する事 6. 職員の健康管理及び応急救護に関する事	同上	
	生活安全班 （生活安全企画課長）	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する事 4. 迷い人の保護に関する事 5. 行方不明者の受理及び手配に関する事 6. 各種相談活動に関する事 7. 鉄砲刀剣類（銃器を除く。）及び危険物の取締りに関する事 8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事 9. ボランティアの受け入れに関する事 10. 鉄道警察隊、警察航空隊及び警ら用無線自動車の運用に関する事	生活安全班 （生活安全企画課長）	1. 生活安全部隊の編成及び運用に関する事 2. 地域安全情報の収集、分析及び検討に関する事 3. 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関する事 4. 迷い人の保護に関する事 5. 行方不明者の受理及び手配に関する事 6. 各種相談活動に関する事 7. 鉄砲等又は刀剣類 （銃器を除く。）及び危険物の取締りに関する事 8. 警備業協会との連絡及び協力に関する事 9. ボランティアの受け入れに関する事 10. 鉄道警察隊及び警ら用無線自動車の運用に関する事	同上	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	部 （部長副部長担当職）	班 （班長担当職）	所掌事務	
警察部 部長 （警察本部長） 副部長 （警務部長） （警備部長） 担当幕僚 （各部長）	捜査班 （刑事企画課長）	1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事	警察部 部長 （警察本部長） 副部長 （警務部長） （警備部長） 担当幕僚 （各部長）	捜査班 （刑事企画課長）	1. 捜査部隊の編成及び運用に関する事 2. 死体収容施設の確保に関する事 3. 死体の調査等及び検視に関する事 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関する事 5. 身元不明死体の身元確認に関する事 6. 被災地、避難場所等における犯罪捜査に関する事 7. 銃器の取締りに関する事 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関する事	
	交通班 （交通企画課長）	1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事		交通班 （交通企画課長）	1. 交通部隊の編成及び運用に関する事 2. 道路交通状況の実態把握に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 交通情報の収集及び提供に関する事 5. 緊急通行車両等の確認に関する事 6. 緊急交通路の確保に関する事 7. 運転免許事務に関する事 8. 運転免許試験に関する事	
	通信班 （機動通信課長）	1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事		通信班 （機動通信課長）	1. 通信部隊の編成及び運用に関する事 2. 警察通信の運用に関する事 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関する事 4. 警察通信機器の受援に関する事 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関する事 6. 機動警察通信隊の運用に関する事	
幕僚 （首席監察官、警察学校長、各参事官）		1. 警備本部長の特命事項に関する事	幕僚 （首席監察官、警察学校長、各参事官）		1. 警備本部長の特命事項に関する事	
3～11 略			3～11 略			
第5～第6 略			第5～第6 略			
<p align="center">第7節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p align="center">（防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台）</p> <p>第1 気象情報の伝達</p> <p>1 情報の種類</p> <p>（1）気象予警報等</p> <p>奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。</p> <p>①大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）</p>			<p align="center">第7節 災害情報の収集・伝達計画</p> <p align="center">（防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台）</p> <p>第1 気象情報の伝達</p> <p>1 情報の種類</p> <p>（1））気象予警報等</p> <p>奈良地方気象台が発表する気象、地象及び洪水に関する注意報、警報、情報（以下「気象予警報等」という。）の種類及び発表基準は次のとおりである。</p> <p>①大雨注意報（大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される）</p>			

奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）				今回修正				【備考】
令和3年6月8日現在				令和4年11月24日現在				時点修正
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
北西部	奈良市	9	86	北西部	奈良市	9	98	
	大和高田市	8	172		大和高田市	8	136	
	大和郡山市	8	97		大和郡山市	10	101	
	天理市	10	92		天理市	10	100	
	橿原市	10	92		橿原市	10	114	
	桜井市	8	95		桜井市	8	108	
	御所市	10	92		御所市	10	113	
	生駒市	10	99		生駒市	10	110	
	香芝市	9	97		香芝市	9	97	
	葛城市	8	101		葛城市	8	108	
	平群町	7	112		平群町	7	97	
	三郷町	8	97		三郷町	8	97	
	斑鳩町	7	103		斑鳩町	7	101	
	安堵町	8	172		安堵町	8	136	
	川西町	10	172		川西町	10	136	
	三宅町	10	172		三宅町	10	136	
	田原本町	10	172		田原本町	10	136	
	高取町	8	96		高取町	8	123	
	明日香村	8	95		明日香村	8	114	
	上牧町	10	103		上牧町	10	105	
王寺町	8	97	王寺町	8	97			
広陵町	8	172	広陵町	8	136			
河合町	7	103	河合町	7	105			
北東部	宇陀市	8	89	北東部	宇陀市	8	96	
	山添村	6	89		山添村	6	83	
五條・北部吉野	五條市北部	8	81	五條・北部吉野	五條市北部	8	95	
	吉野町	6	94		吉野町	6	105	
	大淀町	9	81		大淀町	9	95	
	下市町	9	88		下市町	9	97	
南東部	曾爾村	10	136	南東部	曾爾村	10	146	
	御杖村	13	163		御杖村	13	154	
	黒滝村	13	156		黒滝村	13	135	
	天川村	13	132		天川村	13	137	
	下北山村	13	204		下北山村	13	184	
	上北山村	13	204		上北山村	13	184	
	川上村	13	115		川上村	13	125	
	東吉野村	13	112		東吉野村	13	123	
南西部	五條市南部	13	130	南西部	五條市南部	13	132	
	野迫川村	13	115		野迫川村	11	132	
	十津川村	13	144		十津川村	13	151	



奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）

② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

令和3年6月8日現在

Table with 5 columns: 市町村等をまとめた地域, 市町村等, 流域雨量指数基準, 複合基準*, 指定河川洪水予報による基準. Rows include 北西部, 北東部, 五條・北部吉野, 南東部, 南西部.

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（注）流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

今回修正

② 洪水注意報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する）

令和4年5月26日現在

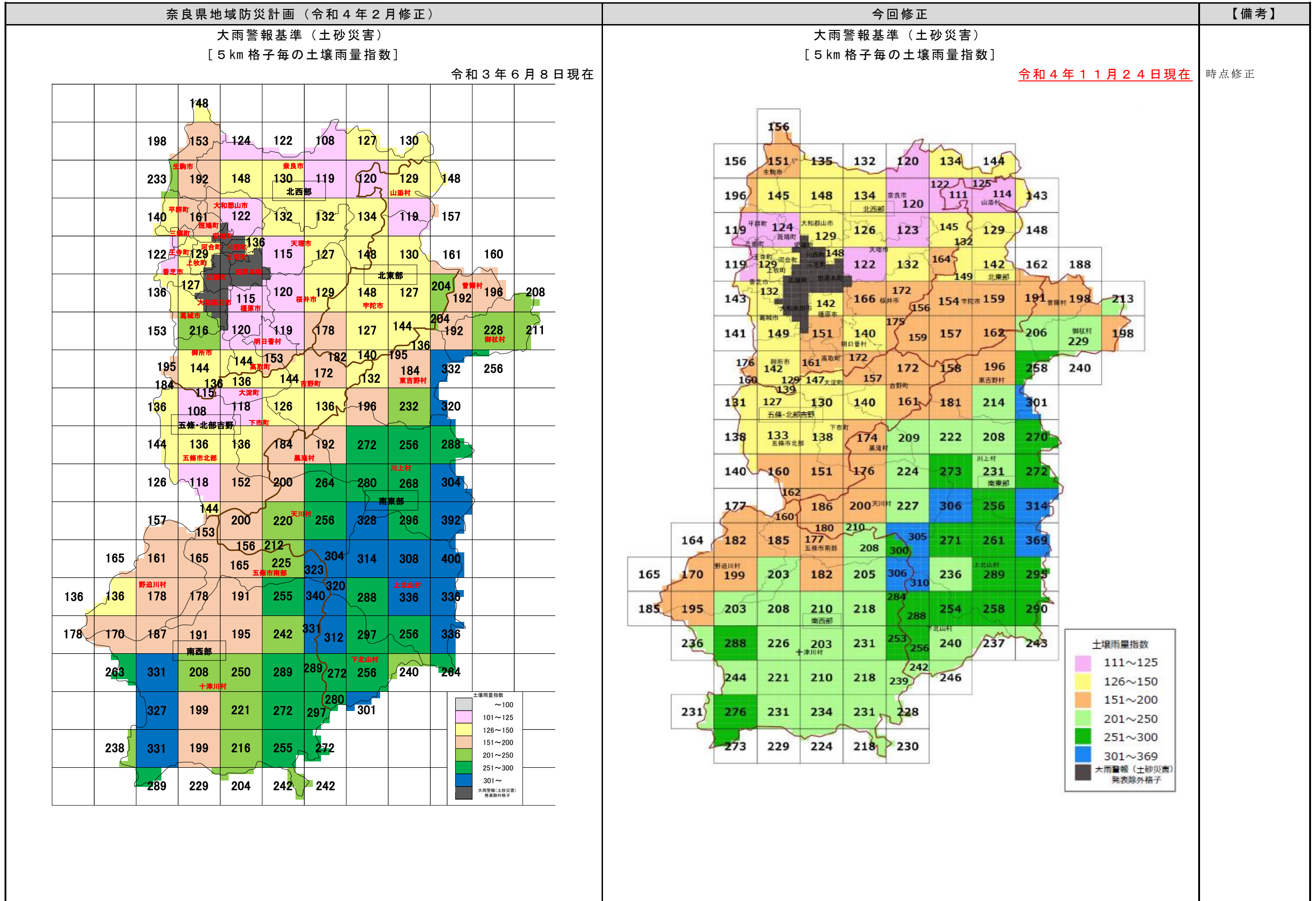
時点修正

Table with 5 columns: 市町村等をまとめた地域, 市町村等, 流域雨量指数基準, 複合基準*, 指定河川洪水予報による基準. Rows include 北西部, 北東部, 五條・北部吉野, 南東部, 南西部.

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

（注）流域雨量指数は、河川流域の降雨をもとに、洪水の危険度を評価するための指標である。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）				今回修正				【備考】
③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）				③ 大雨警報（大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）				時点修正
令和3年6月8日現在				令和4年11月24日現在				
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
北西部	奈良市	16	108	北西部	奈良市	16	120	
	大和高田市	13	—		大和高田市	13	—	
	大和郡山市	17	122		大和郡山市	17	124	
	天理市	16	115		天理市	16	122	
	橿原市	18	115		橿原市	18	140	
	桜井市	13	119		桜井市	13	132	
	御所市	16	115		御所市	16	139	
	生駒市	17	124		生駒市	17	135	
	香芝市	16	122		香芝市	16	119	
	葛城市	15	127		葛城市	15	132	
	平群町	16	140		平群町	16	119	
	三郷町	17	122		三郷町	17	119	
	斑鳩町	15	129		斑鳩町	15	124	
	安堵町	18	—		安堵町	18	—	
	川西町	16	—		川西町	16	—	
	三宅町	18	—		三宅町	18	—	
	田原本町	17	—		田原本町	17	—	
	高取町	16	120		高取町	16	151	
	明日香村	14	119		明日香村	14	140	
	上牧町	18	129		上牧町	18	129	
王寺町	17	122	王寺町	17	119			
広陵町	16	—	広陵町	16	—			
河合町	17	129	河合町	17	129			
北東部	宇陀市	14	119	北東部	宇陀市	14	129	
	山添村	13	119		山添村	13	111	
五條・北部吉野	五條市北部	13	108	五條・北部吉野	五條市北部	13	127	
	吉野町	13	126		吉野町	13	140	
	大淀町	15	108		大淀町	15	127	
	下市町	14	118		下市町	14	130	
南東部	曾爾村	21	160	南東部	曾爾村	21	188	
	御杖村	22	192		御杖村	22	198	
	黒滝村	21	184		黒滝村	21	174	
	天川村	21	156		天川村	21	176	
	下北山村	21	240		下北山村	21	236	
	上北山村	21	240		上北山村	21	236	
	川上村	21	136		川上村	21	161	
	東吉野村	21	132		東吉野村	21	158	
南西部	五條市南部	21	153	南西部	五條市南部	21	160	
	野迫川村	18	136		野迫川村	16	160	
	十津川村	17	170		十津川村	17	182	



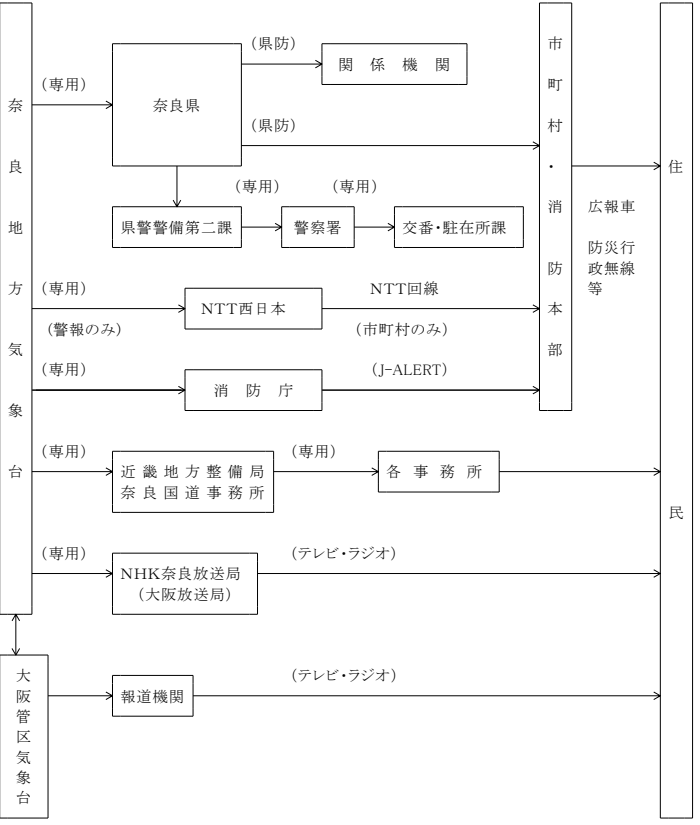
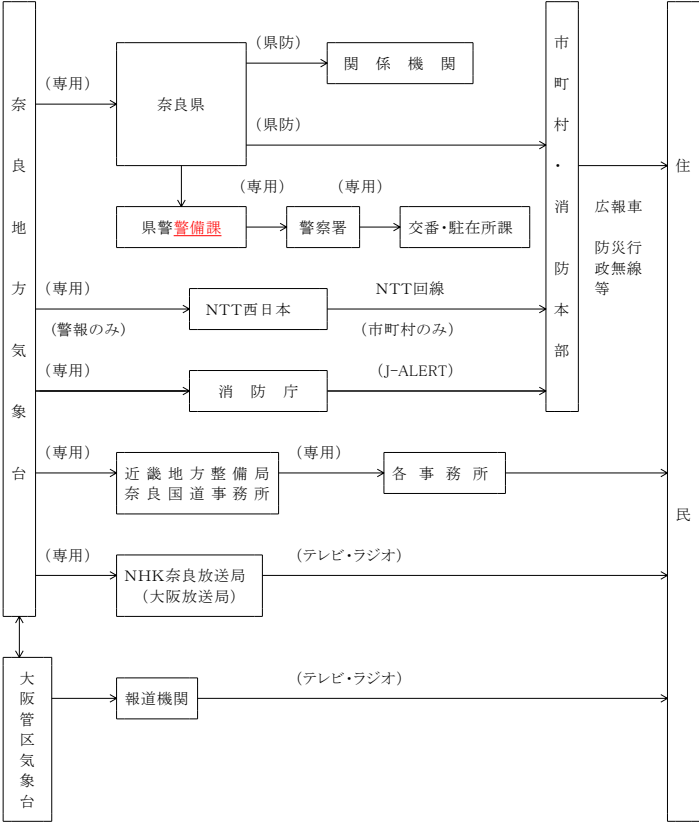
奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）					今回修正					【備考】		
④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）					④ 洪水警報（大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される）					時点修正		
令和3年6月8日現在					令和4年5月26日現在							
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準			
北西部	奈良市	富雄川流域=9.3、佐保川流域=7、菩提仙川流域=7.7、地蔵院川流域=5.9、秋篠川流域=7.9、岩井川流域=8.5、能登川流域=5.6、菩提川流域=5	—	木津川上流〔岩倉〕	北西部	奈良市	富雄川流域=9.3、佐保川流域=7、菩提仙川流域=7.7、地蔵院川流域=5.9、秋篠川流域=7.9、岩井川流域=8.5、能登川流域=5.6、菩提川流域=5	—	木津川上流〔岩倉〕			
	大和高田市	葛下川流域=3.8、曾我川流域=18.2、高田川流域=7、太田川流域=4.4、葛城川流域=13.5、土庫川流域=3.6、住吉川流域=3.6	葛下川流域=(6.3,7)、曾我川流域=(8.16,3)、土庫川流域=(10.2,2)、住吉川流域=(6.3,2)	—		大和高田市	葛下川流域=3.8、曾我川流域=18.2、高田川流域=7、太田川流域=4.4、葛城川流域=13.5、土庫川流域=3.6、住吉川流域=3.6	葛下川流域=(6.3,7)、曾我川流域=(8.16,3)、 土庫川流域=(10.2,2) 、住吉川流域=(6.3,2)	—	—		
	大和郡山市	富雄川流域=12.4、佐保川流域=21.8、高瀬川流域=6.9、地蔵院川流域=7.1、秋篠川流域=13.6	富雄川流域=(8.11.1)、高瀬川流域=(8.6,7)、地蔵院川流域=(16.6,6)	大和川上流〔板東〕		大和郡山市	富雄川流域=12.4、佐保川流域=21.8、高瀬川流域=6.9、地蔵院川流域=7.1、秋篠川流域=13.6	富雄川流域=(8.11.1)、高瀬川流域=(8.6,7)、地蔵院川流域=(16.6,6)	—	大和川上流〔板東〕		
	天理市	布目川流域=6、大和川流域=22.3、寺川流域=17.8、布留川北流流域=4.2、布留川流域=9.8、西門川流域=4.6、真面堂川流域=7.3、高瀬川流域=5.1、菩提仙川流域=7.9	布目川流域=(8.5,5)、真面堂川流域=(10.4,9)、高瀬川流域=(8.4,9)	大和川上流〔板東〕		天理市	布目川流域=6、大和川流域=22.3、寺川流域=17.8、布留川北流流域=4.2、布留川流域=9.8、西門川流域=4.6、新泉川流域=7.3、高瀬川流域=5.1、菩提仙川流域=7.9	布目川流域=(8.5,5)、新泉川流域=(10.4,9)、高瀬川流域=(8.4,9)	—	大和川上流〔板東〕		
	橿原市	曾我川流域=14.4、飛鳥川流域=11.2、寺川流域=14.9、葛城川流域=13.9、高取川流域=7.9、米川流域=7	曾我川流域=(8.12,9)	—		橿原市	曾我川流域=14.4、飛鳥川流域=11.2、寺川流域=14.9、葛城川流域=13.9、高取川流域=7.9、米川流域=7	曾我川流域=(8.12,9)	—	—		
	桜井市	大和川流域=15、寺川流域=9.9、纏向川流域=5.9、栗原川流域=8.4	—	—		桜井市	大和川流域=15、寺川流域=9.9、纏向川流域=5.9、栗原川流域=8.4	—	—	—		
	御所市	曾我川流域=7.2、葛城川流域=4.6、安位川流域=4.9、水越川流域=4.1	曾我川流域=(8.6,4)、葛城川流域=(8.4,1)、水越川流域=(8.3,6)	—		御所市	曾我川流域=7.2、葛城川流域=4.6、安位川流域=4.9、水越川流域=4.1	曾我川流域=(8.6,4)、葛城川流域=(8.4,1)、水越川流域=(8.3,6)	—	—		
	生駒市	竜田川流域=6.1、富雄川流域=7.2	竜田川流域=(12.5,4)	—		生駒市	竜田川流域=6.1、富雄川流域=7.2	竜田川流域=(12.5,4)	—	—		
	香芝市	原川流域=3.4、葛下川流域=5.4、竹田川流域=5.8、熊谷川流域=5.9	原川流域=(10.2,2)、葛下川流域=(10.3)	—		香芝市	原川流域=3.4、葛下川流域=5.4、竹田川流域=5.8、熊谷川流域=5.9	原川流域=(10.2,2)、葛下川流域=(10.3,6)	—	—		
	葛城市	葛下川流域=3.4、熊谷川流域=5.5、高田川流域=3.6、太田川流域=3.3、葛城川流域=13.4、安位川流域=6.6	葛下川流域=(6.3), 太田川流域=(6.2,9)	—		葛城市	葛下川流域=3.4、熊谷川流域=5.5、高田川流域=3.6、太田川流域=3.3、葛城川流域=13.4、安位川流域=6.6	葛下川流域=(6.3), 太田川流域=(6.2,9)	—	—		
	平群町	竜田川流域=18.5	—	—		平群町	竜田川流域=18.5	—	—	—		
	三郷町	—	—	大和川上流〔板東〕		三郷町	—	—	—	大和川上流〔板東〕		
	斑鳩町	竜田川流域=19.5、富雄川流域=19.5	—	大和川上流〔板東〕		斑鳩町	竜田川流域=19.5、富雄川流域=19.5	—	—	大和川上流〔板東〕		
	安堵町	富雄川流域=19.8、岡崎川流域=3.8	岡崎川流域=(6.3,4)	大和川上流〔板東〕		安堵町	富雄川流域=19.8、岡崎川流域=3.8	岡崎川流域=(6.3,4)	—	大和川上流〔板東〕		
	川西町	大和川流域=24.2、曾我川流域=26.4、飛鳥川流域=13.2、寺川流域=17.8	—	大和川上流〔板東〕		川西町	大和川流域=24.2、曾我川流域=26.4、飛鳥川流域=13.2、寺川流域=17.8	—	—	大和川上流〔板東〕		
	三宅町	曾我川流域=19.6、飛鳥川流域=13.2、寺川流域=18.1	—	大和川上流〔板東〕		三宅町	曾我川流域=19.6、飛鳥川流域=13.2、寺川流域=18.1	—	—	大和川上流〔板東〕		
	田原本町	大和川流域=17.2、曾我川流域=19.3、飛鳥川流域=13、寺川流域=17.2、西門川流域=5.7	—	—		田原本町	大和川流域=17.2、曾我川流域=19.3、飛鳥川流域=13、寺川流域=17.2、西門川流域=5.7	—	—	—		
	高取町	曾我川流域=15、高取川流域=5.7	—	—		高取町	曾我川流域=15、高取川流域=5.7	—	—	—		
	明日香村	飛鳥川流域=9.7、高取川流域=7	高取川流域=(8.6,3)	—		明日香村	飛鳥川流域=9.7、高取川流域=7	高取川流域=(8.6,3)	—	—		
	上牧町	葛下川流域=11.4	—	—		上牧町	葛下川流域=11.4	—	—	—		
	王寺町	葛下川流域=13.4	—	大和川上流〔板東〕		王寺町	葛下川流域=13.4	—	—	大和川上流〔板東〕		
	広陵町	曾我川流域=19.3、高田川流域=9.2、葛城川流域=14.2、土庫川流域=3.9	—	大和川上流〔板東〕		広陵町	曾我川流域=19.3、高田川流域=9.2、葛城川流域=14.2、土庫川流域=3.9	—	—	大和川上流〔板東〕		
	河合町	葛下川流域=13.4、佐味田川流域=5.3、曾我川流域=26.4、高田川流域=9.8	—	大和川上流〔板東〕		河合町	葛下川流域=13.4、佐味田川流域=5.3、曾我川流域=26.4、高田川流域=9.8	—	—	大和川上流〔板東〕		
	北東部	宇陀市	宇陀川流域=7.4、室生川流域=13.6、内牧川流域=11.4、芳野川流域=9.7、四郷川流域=6.9	宇陀川流域=(6.5,4)、芳野川流域=(10.7,8)		名張川〔名張〕	北東部	宇陀市	宇陀川流域=7.4、室生川流域=13.6、内牧川流域=11.4、芳野川流域=9.7、四郷川流域=6.9	宇陀川流域=(6.5,4)、芳野川流域=(10.7,8)	名張川〔名張〕	
		山添村	深川流域=7.8、笠間川流域=13.1	—		名張川〔名張〕		山添村	深川流域=7.8、笠間川流域=13.1	—	—	名張川〔名張〕
	五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=50、丹生川流域=29.2、宗川流域=16.5、八幡川流域=5.7、壽命川流域=4.8、西川流域=4.7、北川流域=3.7、宇智川流域=5.1	吉野川流域=(6.49,8)、丹生川流域=(6.26,2)、西川流域=(6.4,2)		紀の川〔五條〕	五條・北部吉野	五條市北部	吉野川流域=50、丹生川流域=29.2、宗川流域=16.5、八幡川流域=5.7、壽命川流域=4.8、西川流域=4.7、北川流域=3.7、宇智川流域=5.1	吉野川流域=(6.49,8)、丹生川流域=(6.26,2)、西川流域=(6.4,2)	—	
		吉野町	吉野川流域=57.8、志賀川流域=5.6、高見川流域=28	吉野川流域=(7.49,8)、志賀川流域=(5.4,2)、高見川流域=(5.25,2)		—		吉野町	吉野川流域=57.8、志賀川流域=5.6、高見川流域=28	吉野川流域=(7.49,8)、志賀川流域=(5.4,2)、高見川流域=(5.25,2)	—	—
大淀町		吉野川流域=57.7	—	—	大淀町	吉野川流域=57.7		—	—	—		
下市町		吉野川流域=61.2、丹生川流域=20.7、秋野川流域=9.1	—	—	下市町	吉野川流域=61.2、丹生川流域=20.7、秋野川流域=9.1		—	—	—		
曾爾村		青蓮寺川流域=20.4	—	—	曾爾村	青蓮寺川流域=20.4		—	—	—		
南東部	御杖村	名張川流域=9.3、曾野川流域=11.1	—	—	南東部	御杖村	名張川流域=9.3、曾野川流域=11.1	—	—			
	黒滝村	丹生川流域=13.2	丹生川流域=(10.11,8)	—		黒滝村	丹生川流域=13.2	丹生川流域=(10.11,8)	—	—		
	天川村	熊野川流域=28.1、洞川流域=10.8	洞川流域=(10.9,5)	—		天川村	熊野川流域=28.1、洞川流域=10.8	洞川流域=(10.9,5)	—	—		
	下北山村	北山川流域=63.6、池郷川流域=17.5	—	—		下北山村	北山川流域=63.6、池郷川流域=17.5	—	—	—		
	上北山村	北山川流域=34、小椋川流域=16.6	小椋川流域=(10.14,9)	—		上北山村	北山川流域=34、小椋川流域=16.6	小椋川流域=(10.14,9)	—	—		
	川上村	吉野川流域=37.4、本沢川流域=21	—	—		川上村	吉野川流域=37.4、本沢川流域=21	—	—	—		
	東吉野村	高見川流域=30.1	—	—		東吉野村	高見川流域=30.1	—	—	—		
	川原郷川流域=32.3、熊野川流域=39.3	—	—	川原郷川流域=32.3、熊野川流域=39.3		—	—	—	—			
南西部	野迫川村	川原郷川流域=29.7、池津川流域=13.4、北股川流域=10、中原川流域=10.6	北股川流域=(10.9,9)	—	南西部	野迫川村	川原郷川流域=29.7、池津川流域=13.4、北股川流域=10、中原川流域=10.6	北股川流域=(10.9,9)	—			
	十津川村	熊野川流域=68.8、北山川流域=71.6、滝川流域=27、旭川流域=22	—	—		十津川村	熊野川流域=68.8、北山川流域=71.6、滝川流域=27、旭川流域=22	—	—	—		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>⑤ その他警報・注意報等</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>(大阪管区気象台管内) 令和3年6月8日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5">発表官署</td> <td colspan="5">奈良地方気象台</td> </tr> <tr> <td colspan="5">府県予報区</td> <td colspan="5">奈良県</td> </tr> <tr> <td colspan="5">一次細分区域</td> <td colspan="2">北部</td> <td colspan="3">南部</td> </tr> <tr> <td colspan="5">市町村等をまとめた地域</td> <td>北西部</td> <td>北東部</td> <td>五條・北部吉野</td> <td>南東部</td> <td>南西部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警</td> <td>大雨</td> <td colspan="8">区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="8">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td colspan="8">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td colspan="8">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">報</td> <td>大雪</td> <td>平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ20cm</td> <td>12時間降雪の深さ30cm</td> <td>平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ30cm</td> <td colspan="5">12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">注</td> <td>大潮</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="8">区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="8">区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td colspan="8">12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪(平均風速)</td> <td colspan="8">12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> <td>平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm</td> <td colspan="5">12時間降雪の深さ15cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>大潮</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="8">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">意</td> <td>濃霧(視程)</td> <td colspan="8">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="8">最小湿度40%で実効湿度65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="8">積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨^{*1}</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="8">最低気温-5℃以下^{*1}</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="8">4月以降の晩霜</td> </tr> <tr> <td>着氷</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="8">24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃</td> </tr> <tr> <td colspan="5">記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td colspan="5">100mm</td> </tr> </table> <p><small>*1 気温は奈良地方気象台の値。</small></p> <p>※本地区における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</p>	発表官署					奈良地方気象台					府県予報区					奈良県					一次細分区域					北部		南部			市町村等をまとめた地域					北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部	警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合								洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合								暴風(平均風速)	20m/s								暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う								報	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm					波浪(有義波高)									注	大潮									大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合								洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合								強風(平均風速)	12m/s								風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う								大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm					波浪(有義波高)									大潮									雷	落雷等により被害が予想される場合								融雪									意	濃霧(視程)	100m								乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%								なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨 ^{*1}								低温	最低気温-5℃以下 ^{*1}								霜	4月以降の晩霜								着氷									着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃								記録的短時間大雨情報(1時間雨量)					100mm					<p>⑤ その他警報・注意報等</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>(大阪管区気象台管内) 令和4年11月24日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5">発表官署</td> <td colspan="5">奈良地方気象台</td> </tr> <tr> <td colspan="5">府県予報区</td> <td colspan="5">奈良県</td> </tr> <tr> <td colspan="5">一次細分区域</td> <td colspan="2">北部</td> <td colspan="3">南部</td> </tr> <tr> <td colspan="5">市町村等をまとめた地域</td> <td>北西部</td> <td>北東部</td> <td>五條・北部吉野</td> <td>南東部</td> <td>南西部</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警</td> <td>大雨</td> <td colspan="8">区域内の市町村で別表+の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="8">区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風(平均風速)</td> <td colspan="8">20m/s</td> </tr> <tr> <td>暴風雪(平均風速)</td> <td colspan="8">20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">報</td> <td>大雪</td> <td>平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ20cm</td> <td>12時間降雪の深さ30cm</td> <td>平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ30cm</td> <td colspan="5">12時間降雪の深さ30cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">注</td> <td>大潮</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>大雨</td> <td colspan="8">区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td colspan="8">区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合</td> </tr> <tr> <td>強風(平均風速)</td> <td colspan="8">12m/s</td> </tr> <tr> <td>風雪(平均風速)</td> <td colspan="8">12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm</td> <td>12時間降雪の深さ10cm</td> <td>平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm</td> <td colspan="5">12時間降雪の深さ15cm</td> </tr> <tr> <td>波浪(有義波高)</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>大潮</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>雷</td> <td colspan="8">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>融雪</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td rowspan="7">意</td> <td>濃霧(視程)</td> <td colspan="8">100m</td> </tr> <tr> <td>乾燥</td> <td colspan="8">最小湿度40%で実効湿度65%</td> </tr> <tr> <td>なだれ</td> <td colspan="8">積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨^{*1}</td> </tr> <tr> <td>低温</td> <td colspan="8">最低気温-5℃以下^{*1}</td> </tr> <tr> <td>霜</td> <td colspan="8">4月以降の晩霜</td> </tr> <tr> <td>着氷</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td>着雪</td> <td colspan="8">24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃</td> </tr> <tr> <td colspan="5">記録的短時間大雨情報(1時間雨量)</td> <td colspan="5">100mm</td> </tr> </table> <p><small>*1 気温は奈良地方気象台の値。</small></p> <p>※本地区における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</p>	発表官署					奈良地方気象台					府県予報区					奈良県					一次細分区域					北部		南部			市町村等をまとめた地域					北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部	警	大雨	区域内の市町村で別表+の基準に到達することが予想される場合								洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合								暴風(平均風速)	20m/s								暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う								報	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm					波浪(有義波高)									注	大潮									大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合								洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合								強風(平均風速)	12m/s								風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う								大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm					波浪(有義波高)									大潮									雷	落雷等により被害が予想される場合								融雪									意	濃霧(視程)	100m								乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%								なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨 ^{*1}								低温	最低気温-5℃以下 ^{*1}								霜	4月以降の晩霜								着氷									着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃								記録的短時間大雨情報(1時間雨量)					100mm					<p>時点修正</p>
発表官署					奈良地方気象台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
府県予報区					奈良県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
一次細分区域					北部		南部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
市町村等をまとめた地域					北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
警	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	暴風(平均風速)	20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
報	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	波浪(有義波高)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
注	大潮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	強風(平均風速)	12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	波浪(有義波高)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	大潮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	融雪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
意	濃霧(視程)	100m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	低温	最低気温-5℃以下 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	霜	4月以降の晩霜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	着氷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)					100mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
発表官署					奈良地方気象台																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
府県予報区					奈良県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
一次細分区域					北部		南部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
市町村等をまとめた地域					北西部	北東部	五條・北部吉野	南東部	南西部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
警	大雨	区域内の市町村で別表+の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	暴風(平均風速)	20m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
報	大雪	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ20cm	12時間降雪の深さ30cm	平地 12時間降雪の深さ10cm、 山地 12時間降雪の深さ30cm	12時間降雪の深さ30cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	波浪(有義波高)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
注	大潮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	大雨	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	洪水	区域内の市町村で別表の基準に到達することが予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	強風(平均風速)	12m/s																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	風雪(平均風速)	12m/s 雪を伴う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ10cm	平地 12時間降雪の深さ5cm、 山地 12時間降雪の深さ10cm	12時間降雪の深さ15cm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	波浪(有義波高)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	大潮																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	雷	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	融雪																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
意	濃霧(視程)	100m																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	なだれ	積雪の深さが50cm以上あり最高気温10℃以上又はかなりの降雨 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	低温	最低気温-5℃以下 ^{*1}																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	霜	4月以降の晩霜																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	着氷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 気温:-2℃~2℃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)					100mm																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>⑥ 土砂災害警戒情報について</p> <p>○土砂災害警戒情報の伝達体制</p> <p>※ 夜間の代行により日本放送協会大阪放送局へも伝達</p>	<p>⑥ 土砂災害警戒情報について</p> <p>○土砂災害警戒情報の伝達体制</p> <p>※障害時や日本放送協会奈良放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。</p>	<p>記載の適正化</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																																																																									
<p>⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報</p> <p>「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。</p> <p>また、「避難判断水位（特別警戒水位）到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、市町村長の避難指示等の発令判断の目安及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位（特別警戒水位））に達したときに、その旨を通知するものである。</p> <p>これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第3.2節 水防活動計画」参照）</p> <p>2 略</p> <p>3 気象観測所及び雨量観測所</p> <p>(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所（奈良地方气象台） 令和3年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="166 751 1362 982"> <thead> <tr> <th>流域河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th colspan="4">観測内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(熊野川)</td> <td>葛川</td> <td>吉野郡十津川村東中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>地域雨量観測所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域河川名	観測所名	所在地	観測内容				備考	(熊野川)	葛川	吉野郡十津川村東中				○	地域雨量観測所	略								<p>⑦ 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 水防警報及び水位到達情報</p> <p>「水防警報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するものである。</p> <p>また、「水位到達情報」とは、水防法の規定に基づき国土交通大臣または知事が指定する河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を通知するものである。（氾濫危険水位は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがあり、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位。）</p> <p>これらの措置については県水防計画で定める。（「第3章第3.2節 水防活動計画」参照）</p> <p>2 略</p> <p>3 気象観測所及び雨量観測所</p> <p>(1) 地域気象観測所及び地域雨量観測所（奈良地方气象台） 令和4年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1391 751 2588 982"> <thead> <tr> <th>流域河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th colspan="4">観測内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十津川 (熊野川)</td> <td>葛川</td> <td>吉野郡十津川村東中</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>地域雨量観測所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域河川名	観測所名	所在地	観測内容				備考	十津川 (熊野川)	葛川	吉野郡十津川村東中				○	地域雨量観測所	略								<p>記載の適正化 同上</p> <p>同上 同上</p> <p>時点修正</p> <p>記載の適正化</p>																									
流域河川名	観測所名	所在地	観測内容				備考																																																																				
(熊野川)	葛川	吉野郡十津川村東中				○	地域雨量観測所																																																																				
略																																																																											
流域河川名	観測所名	所在地	観測内容				備考																																																																				
十津川 (熊野川)	葛川	吉野郡十津川村東中				○	地域雨量観測所																																																																				
略																																																																											
<p>(2) 雨量観測所（河川整備課）</p> <p>①奈良県 令和3年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="166 1104 1362 1251"> <thead> <tr> <th>流域河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (設置場所)</th> <th>種別</th> <th>管轄土木事務所</th> <th>観測者</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②国土交通省 令和3年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="166 1329 1362 1524"> <thead> <tr> <th>流域河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>種別</th> <th>観測所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀の川</td> <td>大滝</td> <td>川上村字大滝</td> <td>自記テレメータ(ロガー)</td> <td>紀の川ダム統管理事務所</td> </tr> <tr> <td>大和川(初瀬川)</td> <td>初瀬</td> <td>桜井市岩坂</td> <td>自記テレメータ</td> <td>大和川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	管轄土木事務所	観測者	電話番号	略							流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属	紀の川	大滝	川上村字大滝	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統管理事務所	大和川(初瀬川)	初瀬	桜井市岩坂	自記テレメータ	大和川河川事務所	略					<p>(2) 雨量観測所（河川整備課）</p> <p>①奈良県 令和4年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1391 1104 2588 1251"> <thead> <tr> <th>流域河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地 (設置場所)</th> <th>種別</th> <th>管轄土木事務所</th> <th>観測者</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②国土交通省 令和4年4月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="1391 1329 2588 1566"> <thead> <tr> <th>流域河川名</th> <th>観測所名</th> <th>所在地</th> <th>種別</th> <th>観測所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀の川</td> <td>大滝</td> <td>川上村字大滝</td> <td>自記テレメータ(ロガー)</td> <td>紀の川ダム統管理事務所</td> </tr> <tr> <td>紀の川</td> <td>五條</td> <td>五條市新町</td> <td>自記テレメータ(ロガー)</td> <td>和歌山河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td>大和川(初瀬川)</td> <td>初瀬</td> <td>桜井市岩坂</td> <td>自記テレメータ</td> <td>大和川河川事務所</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	管轄土木事務所	観測者	電話番号	略							流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属	紀の川	大滝	川上村字大滝	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統管理事務所	紀の川	五條	五條市新町	自記テレメータ(ロガー)	和歌山河川国道事務所	大和川(初瀬川)	初瀬	桜井市岩坂	自記テレメータ	大和川河川事務所	略					<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>同上</p> <p>記載の適正化</p>
流域河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	管轄土木事務所	観測者	電話番号																																																																					
略																																																																											
流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属																																																																							
紀の川	大滝	川上村字大滝	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統管理事務所																																																																							
大和川(初瀬川)	初瀬	桜井市岩坂	自記テレメータ	大和川河川事務所																																																																							
略																																																																											
流域河川名	観測所名	所在地 (設置場所)	種別	管轄土木事務所	観測者	電話番号																																																																					
略																																																																											
流域河川名	観測所名	所在地	種別	観測所属																																																																							
紀の川	大滝	川上村字大滝	自記テレメータ(ロガー)	紀の川ダム統管理事務所																																																																							
紀の川	五條	五條市新町	自記テレメータ(ロガー)	和歌山河川国道事務所																																																																							
大和川(初瀬川)	初瀬	桜井市岩坂	自記テレメータ	大和川河川事務所																																																																							
略																																																																											

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第2 情報の受理、伝達</p> <p>1 伝達系統概念図</p>  <p>(県防)は県防災行政通信ネットワーク、(専用)は専用線または専用無線を表す。</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 県警察本部の措置</p> <p>気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。</p> <p>(1) 県警警備第二課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>5 ～ 9 略</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第9 被災者の安否情報</p> <p>1～3 略</p>	<p>第2 情報の受理、伝達</p> <p>1 伝達系統概念図</p>  <p>(県防)は県防災行政通信ネットワーク、(専用)は専用線または専用無線を表す。</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>4 県警察本部の措置</p> <p>気象予警報等の通知を受けたときは、次により関係所属に伝達する。</p> <p>(1) 県警警備課は、速やかに部内の関係課及び県内警察署に伝達する。伝達は、警察電話または警察無線等によって行う。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p> <p>5 ～ 9 略</p> <p>第3～第8 略</p> <p>第9 被災者の安否情報</p> <p>1～3 略</p> <p>4 安否不明者の氏名等の公表</p> <p><u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	<p>組織名変更に伴う</p> <p>同上</p> <p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第10 略 〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉 〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉</p> 	<p>第10 略 〈亀の瀬地すべり地区関係連絡系統〉</p> 	<p>組織名変更に伴う</p> <p>記載の適正化 組織名変更に伴う</p> <p>記載の適正化 同上</p> <p>組織名変更に伴う</p>
<p>第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 （防災統括室）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 警察へのヘリコプター派遣要請 警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。</p> <div data-bbox="178 1501 1276 1606" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線5802（県庁からは内線5527） 電話 0742-23-0110 内線3572（県庁からは内線5517）</p> </div> <p>第4～第8 略</p>	<p>第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画 （防災統括室）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 警察へのヘリコプター派遣要請 警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。</p> <div data-bbox="1409 1501 2433 1606" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>奈良県警察本部 警備課 0742-23-0110 内線5802 （県庁からは内線5527）</p> </div> <p>第4～第8 略</p>	<p>組織名変更に伴う</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】																																																																																		
<p>第13節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） （防災統括室、関係部局）</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 奈良県災害支援対策本部の設置 奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。</p> <p>奈良県災害支援対策本部 事務分掌</p>			<p>第13節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合） （防災統括室、関係部局）</p> <p>第1～第4 略</p> <p>第5 奈良県災害支援対策本部の設置 奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。</p> <p>奈良県災害支援対策本部 事務分掌</p>																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small></td> <td>調整班</td> <td>1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防応援班</td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)</td> <td>広報・記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと</td> </tr> <tr> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 職員の派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 派遣職員の健康管理に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)</td> <td>1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事</td> </tr> <tr> <td>消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)</td> <td>1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>女性支援班 (女性活躍推進課長)</td> <td>1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事</td> </tr> <tr> <td>こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)</td> <td>1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事	総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事	文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事	こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 (部長副部長担当職)</th> <th>班 (班長担当職)</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small></td> <td>調整班</td> <td>1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報収集班</td> <td>1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防応援班</td> <td>1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>救援物資班 (※2)</td> <td>1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)</td> <td>広報・記録班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと</td> </tr> <tr> <td>総合相談班 (広報広聴課長)</td> <td>1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>国際協力班 (国際課長)</td> <td>1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td>市町村振興班 (市町村振興課長)</td> <td>1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>人事給与班 (人事課長)</td> <td>1. 職員の派遣要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政班 (財政課長)</td> <td>1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事</td> </tr> <tr> <td>議会連絡班 (法務文書課長)</td> <td>1. 災害に関する議会との連絡に関する事</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班 (総務厚生センター所長)</td> <td>1. 派遣職員の健康管理に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)</td> <td>総務班 (企画管理室長)</td> <td>1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと</td> </tr> <tr> <td>協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)</td> <td>1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事</td> </tr> <tr> <td>消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)</td> <td>1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>女性支援班 (女性活躍推進課長)</td> <td>1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事</td> </tr> <tr> <td>こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)</td> <td>1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事	総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事	文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事	こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事	
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																																																						
本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事																																																																																						
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事																																																																																						
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事																																																																																						
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																																																																						
知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと																																																																																						
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事																																																																																						
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事																																																																																						
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事																																																																																						
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																						
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事																																																																																						
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事																																																																																						
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																																																						
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事																																																																																						
文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																						
	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事																																																																																						
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事																																																																																						
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事																																																																																						
	こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事																																																																																						
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務																																																																																						
本部事務局 (危機管理監) (知事公室理事) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) <small>(安全・安心まちづくり推進課長)</small>	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関する事 2. 災害支援対策本部会議の開催に関する事 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関する事 4. 本部事務局の庶務に関する事 5. 被災地への連絡員派遣に関する事 6. 被災自治体との連絡調整に関する事																																																																																						
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関する事 2. 本県の支援内容の収集・整理に関する事																																																																																						
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関する事 2. 消防活動の調整に関する事 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関する事																																																																																						
	救援物資班 (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事																																																																																						
知事公室 (知事公室長) (南部東部振興監)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関及びSNS等を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと																																																																																						
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関する事																																																																																						
	国際協力班 (国際課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関する事																																																																																						
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関する事																																																																																						
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局各班への応援に関する事 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																						
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関する事																																																																																						
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関する事																																																																																						
	議会連絡班 (法務文書課長)	1. 災害に関する議会との連絡に関する事																																																																																						
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関する事																																																																																						
文化・教育・くらし創造部 部長 (文化・教育・くらし創造部長) (こども・女性局長) 副部長 (文化・教育・くらし創造部次長)	総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関する事 2. その他部内の他の班に属しないこと																																																																																						
	協働推進班 (青少年・社会活動推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事																																																																																						
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に要配慮者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事																																																																																						
	女性支援班 (女性活躍推進課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関する事																																																																																						
	こども家庭班 ○(奈良っ子はぐくみ課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関する事																																																																																						

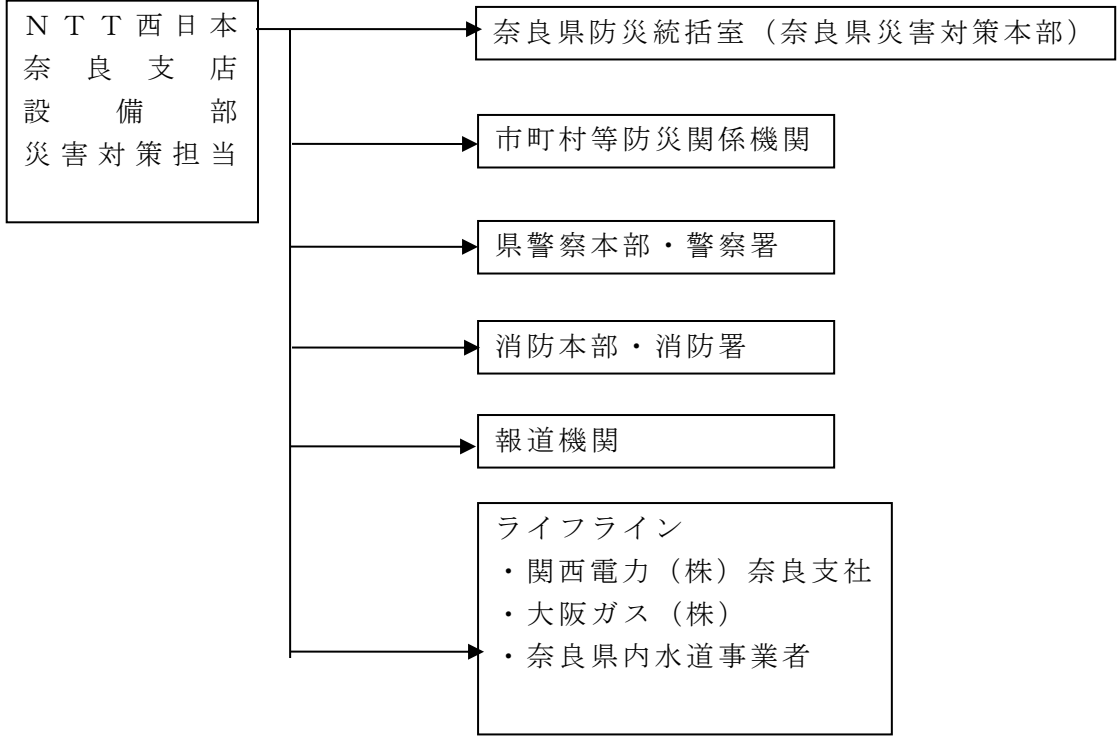
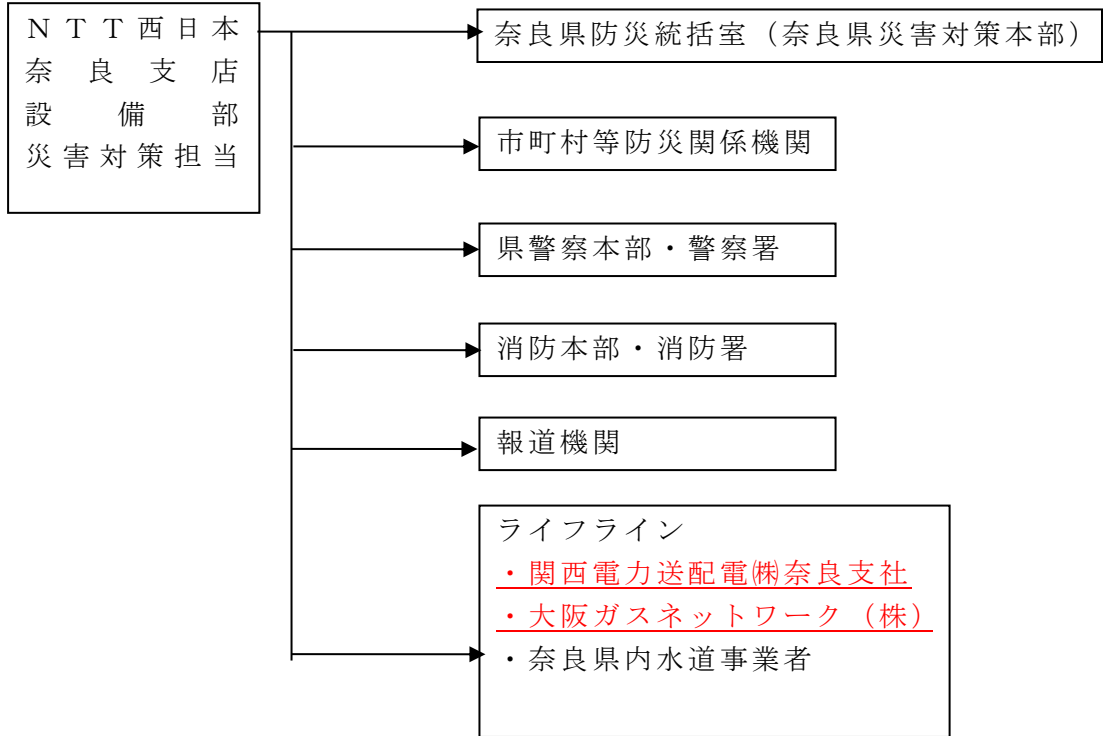
奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	
福祉医療部 部長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) (医療政策局長) 副部長 (福祉医療部次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) <small>(長寿・福祉人材確保対策課)</small>	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する事 2. 本県への避難者の生活支援に関する事 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する事	福祉医療部 部長 (福祉医療部長) (医療・介護保険局長) (医療政策局長) 副部長 (福祉医療部次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長) ○ (企画管理室長) <small>(長寿・福祉人材確保対策課)</small>	1. 災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣・活動調整等に関する事 2. 本県への避難者の生活支援に関する事 3. 本県への避難者のニーズ把握に関する事	
	救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事【地域福祉課保護係】		救援物資班 (医療保険課長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事【医療保険課】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事【地域福祉課保護係】	
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する事		障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関する事	
	長寿社会班 (介護保険課) <small>(地域包括ケア推進室長)</small>	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する事		長寿社会班 (介護保険課) <small>(地域包括ケア推進室長)</small>	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関する事	
	医療総務班 (医療政策局次長) ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、保健師チーム等)の派遣・活動調整に関する事 3. 保健医療活動に関する事		医療総務班 (医療政策局次長) ○ (地域医療連携課長) (医師・看護師確保対策室長) (病院マネジメント課長) (薬務課長) (企画管理室補佐)	1. 本県への避難者の保健・公衆衛生に関する事 2. 保健医療活動チーム(DMAT、DPAT、保健師チーム等)の派遣・活動調整に関する事 3. 保健医療活動に関する事	
水循環・森林・景観環境部 部長 (水循環・森林・景観環境部長) 副部長 (水循環・森林・景観環境部次長)	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事	水循環・森林・景観環境部 部長 (水循環・森林・景観環境部長) 副部長 (水循環・森林・景観環境部次長) <small>(水資源政策・景観環境担当)</small>	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事	記載の適正化
食と農の振興部 部長 (食と農の振興部長) 副部長 (食と農の振興部次長)	救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	食と農の振興部 部長 (食と農の振興部長) 副部長 (食と農の振興部次長)	救援物資班 (豊かな食と農の振興課長) (中央卸売市場再整備推進室長) (※2)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関する事	

奈良県地域防災計画（水害・土砂災害等編） 令和4年度修正案 新旧対照表

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）			今回修正			【備考】
部 (部長副部长担当職)	班 (班长担当職)	所掌事務	部 (部長副部长担当職)	班 (班长担当職)	所掌事務	
県土マネジメント部	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関する事	県土マネジメント部	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関する事	
部長 (県土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長)	○ 建築班 (建築安全推進課長) (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関する事	部長 (県土マネジメント部長) (地域デザイン推進局長)	○ 建築班 (建築安全推進課長) (県有施設営繕課長) (営繕プロジェクト推進室長) (住まいまちづくり課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関する事	
副部长 (県土マネジメント部・地域デザイン推進局理事) (県土マネジメント部次長)	住宅班 (住まいまちづくり課長) (※3)	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関する事 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 3. 住宅相談窓口の設置に関する事	副部长 (県土マネジメント部・地域デザイン推進局理事) (県土マネジメント部次長)	住宅班 (住まいまちづくり課長) (※3)	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関する事 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関する事 3. 住宅相談窓口の設置に関する事	
水道部	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関する事 2. 災害時における応急給水の確保に関する事	水道部	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関する事 2. 災害時における応急給水の確保に関する事	
部長 (水道局長)			部長 (水道局長)			
副部长 (教育次長)			副部长 (教育次長)			
教育部	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関する事	教育部	学校支援班 (学校支援課長)	1. 避難所となった学校施設に関する事	
部長 (教育長)			部長 (教育長)			
副部长 (教育次長)			副部长 (教育次長)			
警察部	総括班 (警衛警護・危機管理 対策参事官) (付・警備第二課長)	1. 警察業務に関する事	警察部	総括班 (警衛警護・危機管理 対策参事官) <u>(付・警備課長)</u>	1. 警察業務に関する事	記載の適正化
部長 (警察本部長)			部長 (警察本部長)			
副部长 (警務部長) (警備部長)			副部长 (警務部長) (警備部長)			
※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。			※1 一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。			
※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。			※2 救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・観光・雇用振興部長が所管するものとする。			
※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。			※3 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築安全推進課、県有施設営繕課、営繕プロジェクト推進室が支援する。			

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、消防救急課、関係機関）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急消防援助隊の応援要請計画</p> <p>1 応援要請 （1）～（3） 略</p> <p>2 消防応援活動調整本部の設置 （1）～（6） 略 （7）県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援に関する事</p> <p>3 ～4 略</p> <p>第3～第16 略</p>	<p>第14節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合） （防災統括室、消防救急課、関係機関）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 緊急消防援助隊の応援要請計画</p> <p>1 応援要請 （1）～（3） 略</p> <p>2 消防応援活動調整本部の設置 （1）～（6） 略 （7）県災害対策本部における航空運用調整班の設置・運営、ヘリコプターの離発着場・燃料確保等の航空機の後方支援、<u>緊急用務空域の指定依頼に関する事</u> <u>同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>3 ～4 略</p> <p>第3～第16 略</p>	<p>R4 防災基本計画 修正に基づく 同上</p>
<p>第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画 （防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 西日本電信電話株式会社 （1）発生直後の対応 ① 略</p>	<p>第17節 ライフライン施設の災害応急対策計画 （防災統括室、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部、水道局、ライフライン関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 電信電話施設</p> <p>1 西日本電信電話株式会社 （1）発生直後の対応 ① 略</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>② 災害対策情報の連絡体制</p>  <p>③ 情報の収集、報告 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (ア) 気象状況、災害予報等 (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況 (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (エ) 被災設備、回線等の復旧状況 (オ) 復旧要員の稼働状況 (カ) その他必要な情報</p> <p>④ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保 災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。 (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。 (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。 (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。</p> <p>⑤ 防護措置 通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする</p> <p>(2) 災害状況等に関する広報活動体制 災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。</p>	<p>② 災害対策情報の連絡体制</p>  <p>③ 情報の収集、報告 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (ア) 気象状況、災害予報等 (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況 (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (エ) 被災設備、回線等の復旧状況 (オ) 復旧要員の稼働状況 (カ) その他必要な情報</p> <p>④ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保 災害が発生し又は発生のおそれがある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。 (ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。 (イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。 (ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。</p> <p>⑤ 防護措置 通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする</p> <p>(2) 災害状況等に関する広報活動体制 災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。</p>	<p>送電部門分社化に伴う 導管部門分社化に伴う</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																
<p>① 被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。</p> <p>② 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。</p> <p>③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。</p> <p>④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。</p> <p>⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。</p> <p>電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等</p> <table border="1" data-bbox="231 596 1196 1390"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>復旧回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一順位</td> <td>次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関</td> </tr> <tr> <td>第二順位</td> <td>次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）</td> </tr> <tr> <td>第三順位</td> <td>第一順位及び第二順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 通信疎通に対する応急措置</p> <p>災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。</p> <p>(5) 通信の利用制限</p> <p>災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。</p> <p>(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p>災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p> <p>(7) 災害対策用無線機による措置</p> <p>災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。</p>	順位	復旧回線	第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関	第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）	第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの	<p>① 被災等の問い合わせに対する受付体制を整える。</p> <p>② 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。</p> <p>③ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。</p> <p>④ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。</p> <p>⑤ 有機的な連携を強化するため、自治体等の協力を得ながら広報活動を行う。</p> <p>(3) 応急復旧</p> <p>電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。</p> <p>電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等</p> <table border="1" data-bbox="1457 596 2421 1390"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>復旧回線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一順位</td> <td>次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関</td> </tr> <tr> <td>第二順位</td> <td>次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）</td> </tr> <tr> <td>第三順位</td> <td>第一順位及び第二順位に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 通信疎通に対する応急措置</p> <p>災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。</p> <p>(5) 通信の利用制限</p> <p>災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。</p> <p>(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供</p> <p>災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。</p> <p>(7) 災害対策用無線機による措置</p> <p>災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生する恐れのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。</p>	順位	復旧回線	第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関	第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）	第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの	
順位	復旧回線																	
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関																	
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）																	
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの																	
順位	復旧回線																	
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関																	
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業または通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く）																	
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの																	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて警戒の措置をとる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(5) 略</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話） KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び連絡 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。</p> <p>①～② 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 防災に関する組織</p> <p>① 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。</p> <p>② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>4 略</p>	<p>2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて警戒の措置をとる。</p> <p>① <u>情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。</u></p> <p>② <u>異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。</u></p> <p>③ <u>重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。</u></p> <p>④ <u>災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。</u></p> <p>⑤ <u>防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。</u></p> <p>⑥ <u>電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。</u></p> <p>⑦ <u>その他、安全上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>① <u>要員対策</u></p> <p>② <u>資材及び物資対策</u></p> <p>③ <u>交通及び輸送対策</u></p> <p>④ <u>電源対策</u></p> <p>⑤ <u>お客様対応</u></p> <p>⑥ <u>その他必要な事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>3 KDDI株式会社（携帯電話） KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。</p> <p>①～② 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 防災に関する組織</p> <p>① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。</p> <p>② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>楽天モバイル株式会社（携帯電話）</u></p> <p>(1) <u>情報収集と連絡</u> <u>災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
	<p><u>① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。</u></p> <p><u>② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。</u></p> <p><u>（2）警戒措置</u> <u>災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。</u></p> <p><u>（3）重要通信の疎通確保</u> <u>① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。</u> <u>② 「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。</u></p> <p><u>（4）災害時における広報</u> <u>① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。</u> <u>② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。</u></p> <p><u>（5）対策組織の確立</u> <u>災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。</u></p> <p><u>（6）社外機関に対する応援または協力の要請</u> <u>災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。</u></p> <p><u>（7）災害時における災害対策用資機材の確保</u> <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。</u></p> <p><u>（8）設備の応急復旧</u> <u>災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。</u></p> <p>6 こまどりケーブル株式会社 <u>災害によりケーブルテレビ設備および電気通信設備に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。</u></p> <p><u>（1）応急復旧体制の強化</u> <u>災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、放送および通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制等について計画に基づき確立し、運用する。</u></p> <p><u>（2）災害対策用資機材の整備、点検</u> <u>① 災害発生時において迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。</u> <u>② 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。</u> <u>③ 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。</u></p>	<p>指定公共機関に指定されたことによる</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 大阪ガス株式会社 災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。 （1）～（5） 略</p> <p>2 大和ガス株式会社 （1）～（2） 略 （3）応急対策要員の確保 ① 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて（A、B、C、号の発令）平常時でも要員の確保を図る。 ② 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき救援要請を行う。 また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。 （4）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第6 略</p>	<p><u>④災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。</u></p> <p><u>（3）防災訓練の実施</u> <u>防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。</u> <u>①安否確認および災害・警報の伝達</u> <u>②情報収集・伝達</u> <u>③各種災害対策機器の操作</u> <u>④ケーブルテレビ設備および電気通信設備等の災害応急復旧マニュアルの確認</u></p> <p><u>（4）協力応援体制の整備</u> <u>①グループ会社との協調</u> <u>グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。</u> <u>②他の事業者との協調</u> <u>電力、燃料、輸送等の事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備防災対策に努める。</u></p> <p>第5 都市ガス（ガス事業者）</p> <p>1 <u>大阪ガス株式会社・大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）</u> 災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連携協力のもとに応急対策を実施する。 （1）～（5） 略</p> <p>2 大和ガス株式会社 （1）～（2） 略 （3）応急対策要員の確保 ① 気象予報（暴風、水害）に注意して「対策実施要領」に準じて（A、B、C、号の発令）平常時でも要員の確保を図る。 ② 大規模な災害により、事業所単独で対応することが困難な場合は一般社団法人日本ガス協会「<u>非常事態における応援要綱</u>」に基づき救援要請を行う。 また、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。 （4）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>第6 略</p>	<p>導管部門分社化に伴う</p> <p>記載の適正化</p>
<p>第21節 緊急輸送計画 （防災統括室）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第17節 防災体制の整備計画」参照）</p>	<p>第21節 緊急輸送計画 （防災統括室）</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 緊急輸送体制の確立</p> <p>1 広域防災拠点の確保及び活用 県は、地域内外からの物資の集積、配送拠点として次の広域防災拠点を活用する。（「第2章第17節 防災体制の整備計画」参照）</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>(1) 県営競輪場 (2) 第二浄化センター (3) 消防学校 (4) 吉野川浄化センター</p> <p>更に、大規模広域防災拠点の整備を図る。 2～3 略</p>	<p>(1) <u>大規模広域防災拠点</u> (2) 県営競輪場 (3) 第二浄化センター (4) 消防学校 (5) 吉野川浄化センター (6) <u>奈良市都祁生涯スポーツセンター</u> (7) <u>宇陀市総合体育館</u> (8) <u>昴の郷</u> (9) <u>下北山スポーツ公園</u></p> <p>更に、大規模広域防災拠点の整備を図る。 2～3 略</p>	<p>広域防災拠点の追加</p> <p>記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第22節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)</p> <p>第1 災害警備 1 略 2 警備体制 県警察は、次の警備体制の区分に従って災害時における災害警備活動を行う。 (1) 甲号体制 暴風、大雨、洪水等により、県内で大規模な被害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合にとる体制をいう。 (2) 乙号体制 県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。 (3) 丙号体制 県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。 (4) 支援体制 暴風、大雨、洪水等により、他の都道府県で大規模な被害が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。 3 警備本部等の設置 (1) 県警察本部 ① 甲号体制 県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき全警察力を挙げて災害警備活動を行う。 ② 乙号体制 県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき警察力を挙げて災害警備活動を行う。 ③ 丙号体制 県警察本部警備第二課に災害警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。 (2) 略</p>	<p style="text-align: center;">第22節 災害警備、交通規制計画 (警察本部)</p> <p>第1 災害警備 1 略 2 警備体制 県警察は、次の警備体制の区分に従って災害時における災害警備活動を行う。 (1) 甲号体制 <u>県内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。</u> (2) 乙号体制 <u>県内で相当な規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にとる体制をいう。</u> (3) 丙号体制 <u>県内で暴風、大雨、洪水等に係る警報が発表された場合のほか、災害発生のおそれはあるが、発生までには相当の時間的余裕があると認められる場合にとる体制をいう。</u> (4) 支援体制 <u>他の都道府県で大規模な災害が発生し、それに伴う支援活動を実施する場合にとる体制をいう。</u> 3 警備本部等の設置 (1) 県警察本部 ① 甲号体制 県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき全警察力を挙げて災害警備活動を行う。 ② 乙号体制 県警察本部総合指揮室に災害警備本部を設置し、その統括指揮に基づき警察力を挙げて災害警備活動を行う。 ③ 丙号体制 <u>県警察本部警備課</u>に災害警備連絡室を設置し、その統括指揮に基づき所要の災害警備活動を行う。 (2) 略</p>	<p>奈良県警察災害警備計画例規の修正による</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>組織名変更に伴う</p>

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p>(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置</p> <p>① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合 甲号体制に準ずる災害警備本部を設置する。</p> <p>② 支援活動を実施する必要がある場合 乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。</p> <p>③ 支援活動を実施することが予想される場合 丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。</p> <p>第2 略</p>	<p>(3) 支援体制の発令に伴う警備本部等の設置</p> <p>① 大規模な支援活動を実施する必要がある場合 <u>乙号体制に準ずる災害警備本部を設置する。</u></p> <p>② <u>支援活動を実施する必要がある場合又は、支援活動を実施することが予想される場合</u> 丙号体制に準ずる災害警備連絡室を設置する。</p> <p>第2 略</p>	<p>奈良県警察災害警備計画例規の修正による 同上</p>
<p>第29節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 費用 災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。 但し、同法第36条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。</p>	<p>第29節 災害救助法等による救助計画 (防災統括室、福祉医療部)</p> <p>第1～第5 略</p> <p>第6 費用 災害救助法第<u>18</u>条により、救助に要する費用は県が支弁する。 但し、同法第<u>21</u>条により、国庫より一定の割合で県が支弁した救助費の一部が支弁される。</p>	<p>記載の適正化 同上</p>
<p>第32節 水防活動計画 (県土マネジメント部)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>1 略</p> <p>2 知事が指定した河川 知事は、自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</p> <p>(1) 対象河川</p> <p>①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表） 大和川水系18河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川 米川・地蔵院川・岩井川・能登川</p> <p>紀の川水系3河川 … 紀の川・丹生川・高見川</p> <p>淀川水系2河川 … 宇陀川・芳野川</p> <p>②伝達経路 水防警報と同様の経路で伝達する。 更に、水防法13条の4に基づき、県水防本部より市町村へ直接通知される。</p>	<p>第32節 水防活動計画 (県土マネジメント部)</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>1 略</p> <p>2 知事が指定した河川 知事は、自らが指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理者（市町村長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。</p> <p>(1) 対象河川</p> <p>①奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表） 大和川水系18河川 … 大和川・葛下川・竜田川・富雄川・曾我川・高田川・葛城川・高取川・飛鳥川・寺川・佐保川・高瀬川・秋篠川・布留川 米川・地蔵院川・岩井川・能登川</p> <p>紀の川水系3河川 … 紀の川・丹生川・高見川</p> <p>淀川水系2河川 … 宇陀川・芳野川</p> <p>②伝達経路 水防警報と同様の経路で伝達する。</p>	

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】																												
<div data-bbox="243 163 1003 583" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="151 638 661 674">第5 洪水予報河川における洪水予報</p> <p data-bbox="195 680 691 716">(1) 発表する情報の種類、発表基準</p> <table border="1" data-bbox="151 716 1338 1226"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき </td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="151 1312 365 1348">第6～第9 略</p>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	略		「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 		略		略			<div data-bbox="1472 163 2202 583" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1380 638 1890 674">第5 洪水予報河川における洪水予報</p> <p data-bbox="1424 680 1920 716">(1) 発表する情報の種類、発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1380 716 2567 1268"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ・ <u>急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1380 1312 1593 1348">第6～第9 略</p>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	略		「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ・ <u>急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> 		略		略			<p data-bbox="2599 281 2763 310">記載の適正化</p> <p data-bbox="2599 989 2763 1018">記載の適正化</p>
種類	情報名	発表基準																												
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	略																													
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 																												
	略																													
略																														
種類	情報名	発表基準																												
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	略																													
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき ・ <u>急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> 																												
	略																													
略																														

奈良県地域防災計画（令和4年2月修正）	今回修正	【備考】
<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 （防災統括室、関係部局、関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 女性のための相談 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談）</p> <p>第5～第15 略</p>	<p style="text-align: center;">第2節 被災者の生活の確保 （防災統括室、関係部局、関係機関）</p> <p>第1～第3 略</p> <p>第4 女性や性的マイノリティのための相談 災害によって生じた夫婦やパートナー関係にあるもの、親子関係や避難所等における女性や性的マイノリティ独自の悩みについて、女性の専門相談員が相談を実施する。（電話、面接相談、心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談）</p> <p>第5～第15 略</p>	<p>奈良県人権施策に関する基本計画による 同上 同上</p>
<p style="text-align: center;">第7節 災害復旧・復興計画 （全部局）</p> <p>第1 基本方針</p> <p>第2 復旧・復興計画の策定 1～3 略 4 技術的・財政的支援 県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。 また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。</p> <p>さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。</p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p>	<p style="text-align: center;">第7節 災害復旧・復興計画 （全部局）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 復旧・復興計画の策定 1～3 略 4 技術的・財政的支援 県は、市町村が円滑に復旧・復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。 また、県は、必要に応じて、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求め、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復旧・復興財源の確保を図るものとする。</p> <p>さらに、県は、被災者の円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の早期復旧・復興を図るために必要となる財政需要に機動的・弾力的に対応するため、発災後必要に応じて復興基金の設立を検討する。</p> <p>5 略</p> <p>第3 略</p>	<p>R4 防災基本計画修正に基づく</p>